2 農林水産業・地域

(1)農林水産業分野

事 項	意見	当会議の見解
冒頭部分	以下の一文を追加。	当然、持続可能な海洋利用や海洋の秩序維持は必要であるが、これについて
(内閣官房)	「なお、水産業における参入規制の緩和に際しては、海洋が水産業のみならず	は資源管理の厳格化や漁獲規制の見直しなど、海洋を利用する者のルールの
	様々な海洋利用活動が輻輳して行われる公共の場であること、海洋に関する諸	整備やモニタリング等によって対応を図るべきであり、参入規制で対応すべ
	問題が相互に密接に関連していること等を踏まえ、海洋の総合的管理について	き問題ではない。
	妥当な配慮がなされる必要がある。」	よって、修正には応じられない。
	(理由)	
	海洋においては、ある行為や変化が他の行為や事象に影響を与えるなど、様々	
	な事象が相互に密接に関連している。また、所有関係が明確な土地と異なり、	
	様々な海洋利用が輻輳する公共の場である。このため、個別の利用者が自らの	
	利害に応じた行動をとるのみでは、全体として最適な状態を達成できるとは限	
	らない。	
	このような観点から、我が国は、海洋基本計画において、管轄水域の管理に	
	ついて、「①海域を持続可能な利用が図られるよう適切な状態に保つこと、②	
	海域の開発・利用の可能性を明らかにするとともにその促進を図ること、③輻	
	輳する海域利用における利用秩序を維持すること、に努めるべき」としている	
	ところ。	
	水産業に対する規制緩和については、②の観点からは望ましいとも考えられ	
	るが、海洋環境への影響等①の観点及び他の海域利用への影響等③の観点から	
	の検討も不可欠である。	
冒頭部分~①農業分野	農林水産省としては、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されるとい	食料は合理的な価格で安定的に供給される必要がある。そのために米の備蓄
(農林水産省)	う食料の安定供給の確保について、国家の最も基礎的な役割と考えており、こ	が行われている。しかし、価格については、米の需給調整が行われており、
	のような観点から各般の施策を講じているところである。	合理的な価格で供給されているとは言い難い。過剰生産を避けるための需給
	貴会議においては、これを保護政策の理由にすぎないとし、食料の安定供給	調整は、人工的に高価格を維持するために行われており、既存生産者の保護
	における国の役割を看過しており、基本的な認識として問題があるものと考え	政策である。
	る。	他の産業においては、消費者やマーケットに受入れられない商品を過剰に製
		造し、それによって経営危機に面した経営者や企業に対して、国が助けるこ
		とはない。農業分野においても、本来、過剰生産部分は生産者の自己責任に
		おいて対応すべきものである。
		この保護政策を維持するために農業生産に関して、多くの制約が設けられて
		いる。これらの制約は、意欲と能力のある農業経営者のやる気を奪い、経営
		を阻害している。このため、農業経営者は自らの将来ビジョンを描けない状

加えて、貴会議においては、農林水産業全体についての構造改革の遅れを指│確かに、乳用牛や養豚及び採卵鶏においては主業農家の割合は 90%を超 摘しているが、農業における野菜や畜産などについては、規模拡大が進展し、 │ えているが、水稲についての主業農家の割合は 38%となっており、極め 主業農家の比率も高いなど、構造改革の遅れといった指摘は適切でないと考えして構造改革が遅れている状態にある。

なお、我が国の農業、特に米・麦・大豆等の土地利用型農業が直面している 最大の課題は、農業従事者の減少・高齢化などにより、生産構造の脆弱化が進 行していることであり、このような状況を放置すれば食料自給率の更なる低下 も招きかねないこと等から、まさに農政改革は待ったなしとの認識を持ってい

こうした状況に対応し、将来にわたり国民に食料を安定的に供給していくた め、米・麦・大豆等の土地利用型農業を対象とした水田・畑作経営所得安定対 策の推進等により、多様な地域の担い手を確保し、生産性の高い「担い手」が 生産の相当部分を占める強靭な農業構造の構築に取り組んでいるところであ

また、国内の食料供給力の向上に向け、最も基礎的な食料生産基盤である農 地について、優良農地の確保と有効利用を図るための改革を進めているところ である。このため、「農地政策の展開方向について」(平成19年11月6日農林 水産省)に基づき、全体の改革が遅くとも平成21年度中に新たな仕組みとし て始められるよう、平成20年内に農業改革プランの成案を得て制度改革を行 うこととしている。

貴会議が指摘される「実質的な参入規制」については、何を意味するのか判「農業においては、株式会社は農地を所有できないだけでなく、株式会社 然としないものの、当省としては、経済財政諮問会議において大臣から話した┃が農地を借りて農業に参入する場合にも、参入区域制限がある。これら とおり、個別具体の項目については、農地政策改革全体の見直しの中で検討を│は、農業に関する直接的な参入規制の例である。林業においては、森林 行うものと考えている。

組合になされる情報開示や支援が、林業事業体に同等になされないとい った状況にあり、実質的に林業事業体の参入を阻害している。水産業に おいては、漁業権の免許に優先順位を設けて、漁業者及び漁協等以外の 参入を実質的に阻害している。

事 項	意見	当会議の見解
	貴会議の中間とりまとめ(案)の中では、「・・・という指摘がある。」という記述が散見されるが、どのような場においてどういった者がこのような指摘をしているのか明らかにされたい。また、今回の中間とりまとめ(案)に示された論点の多くは、貴会議の「規制改革推進のための第2次答申」(平成19年12月)等の策定に当たり、すでに貴会議と当省との間でヒアリング等を行ってきたのと同一の論点であり、これまでの議論の積み重ねをまったく無視するものであって、議論の進め方として問題と考える。	中間とりまとめに記載した指摘事項については、実際に農業経営者、林 業経営者、林業事業体、漁業者等から受けたものである。なお、個人名 については、各者からの申し出により、公表を控える。
	①に関しては、農林水産省としては、強靱な農業生産構造を確立するため、主業農家のみならず、小規模・高齢農家により組織された集落営農、法人経営、新規参入者等多様な担い手の育成に取り組むとともに、農地についても優良農地の確保や農地の集積等に取り組んでいるところである。このような中で、耕地面積や主業農家数について、これまでの減少率のみをもって乱暴な将来予測を立てるとともに、その推移をもって一方的に日本の農業が100年後に消滅すると論じるのは不要に危機感を煽るのみであり、不適当な記述である。	現在、世界の食料需給はひっ迫し、穀物価格が高騰している状況にある。これを受け、輸入される食料や飼料などの価格が大幅に上昇するなど国内においても大きな影響がでている。さらに、燃料価格の高騰も加わり、経営継続の危機に面している農業経営者もおり、更なる主業農家の減少が危惧される状況にある。これが危機でなく、何を危機というのか。まさに危機感を持って農林水産業改革に取組むべきである。また、当会議の示した将来予測への批判については、別途将来予測及びその根拠を示して、批判して頂きたい。
①農業分野 ア 農地利用に関する 参入規制の撤廃 (農林水産省)	 ○ 狭い国土の中で高密度な社会経済活動が営まれている我が国においては、農地の権利取得に際して、所有・貸借を問わず、権利を取得しようとする者が適正に農業を行う見込みがあるかどうかをチェックすることが必要不可欠である。 ○ 農地の流動化を図る上で、貸借を通じてこれを促進すべく、利用権についての規制を見直すこととしているが、借受け時における適切な利用の確保のためのチェックは今後とも重要であり、「中間取りまとめ」にある「耕作機具」すら用意しない者等に農地の権利取得を認めることが適当でないと考える。 	狭い国土の中で高密度な社会経済活動が営まれている我が国だからこそ、意欲と能力のある者が担い手となるべきと考える。また、耕作機具の用意については、農業経営の効率化に向けて、自ら用意する以外に、リースや農作業委託などで対応する場合もある。「耕作機具すら用意しない者等に農地の権利取得を認めることが適当でない」との意見こそ、従来の農業スタイルに固執して、意欲と能力のある新たな農業経営を排除するものであり、適当ではない。

事 項	意見	当会議の見解
①農業分野 イ 農業生産法人要件 の大幅緩和 (農林水産省)	 ○ 農業生産法人要件は、農地の権利を取得した法人が、取得後に適切に農業を行うことができるかどうかをチェックするため、その法人の組織体制(事業、構成員及び役員)に関する基準として設けられたものであり、このような基準の在り方についての議論抜きに、単に経営の自由化の観点から農業生産法人の要件の緩和を主張することは適当ではないと考える。 ○ また、アにおいて「所有ではなく利用」と強調しながら、イにおいて農地所有に関連する「農業生産法人要件の大幅緩和」を主張しており、論旨が不整合と考えられる。 	本文にあるとおり、農業生産法人の経営の効率化、収益性の向上のためには、 農業生産法人要件の大幅緩和は不可欠であると考える。 なお、本文では、農業生産法人の各要件(事業要件、構成員要件、業務執行 役員要件)の問題点を指摘しているが、農業生産法人が農地を所有により確 保するか、もしくは、利用により確保するかについては、言及していない。 それは、それぞれの農業生産法人の自由であると考える。 よって、論旨が不整合との意見は事実誤認である。
①農業分野ウ米の需給調整システムの見直し(農林水産省)	米の需給調整システムの一つの目的は、米の高関税と相よって、国内の米 製の自給のための高価格を維持する需給及び価格の安定を図ることにある。その結果、米に関しては、ほぼ 100%の自給率が達成されており、100 万トンの備蓄もなされている。 一方、このシステムのもう一つの目的は、価格を高く維持することによって消費者から農家のの所得移転を行うことにある。しかし、補助金と結びのいた需給調整システムの農家の依存は、現在起きつつある農家から経営者への転換を妨げ、農家を弱体化させていると言っても過言ではない。 さらに、地域性による米や代替的農産物の生産性の違いを無視した一律の生産調整が行われているため、米の生産性が高い農地での生産抑制が強制される一方、米の生産性の低い農地における他の作物への転作のインセンティブが十分に働いていない。 農家の所得維持のために、米の生産総量を制限するとしても、需給システムを改革すれば、農業者等が、需要を踏まえて主体的に農業を展開する米の生産性の低い農地での大幅な減産を促す一方、生産性の高い農地での対産を不要にすることは可能である。その方策として、例えば、全国の生産者間での生産割当量の取引市場の創設が考えられる。これまでも、地域の話し合いによる「とも補償」(減反農家の不利益を減反しない農家が賄う)制度や、これに代わる「産地づくり交付金」などにより地域の裁量で需給調整の軽重に応じた助成金等の傾斜配分がなされてきたが、全国的規模で農業者等が自主的・主体的に米以外の作物の産地づくりを進めるためにはの生産性の向上を計るためには、20年産において実施した都道府県間で生産数量目標の調整を行う仕組みの更なる活用などについて検討すべきである。調整生産割当量の取引市場の創設が	需給調整は、昨今、結果的に、生産者の所得対策ために高値安定を図るシステムとして機能しているのは明白である。 需給調整については、実施するのであれば、どのように実効性を確保するのかが重要となる。本文は、その実効性の確保に向けて、具体的に新たな仕組みを言及しているものであり、修正には応じられない。なお、需給調整のより良い仕組みについては、年末答申に向けて農林水産省との議論を深めていきたい。

事 項	意 見	当会議の見解
	望ましい。需給調整システムから不必要な生産性阻害効果を除くため、新たな	
	発想に基づく抜本的な見直しを検討すべきである。	
	(修正理由)	
	○ 米の需給調整システムの目的は、食糧法に基づき、米穀の需給及び価格の	
	安定を図ることであり、米価を高価格で維持することではない。	
	○ 需給調整を推進することにより、供給過剰になりがちな主食用米から麦、	
	大豆等への生産の転換を図り、自給率・自給力を向上させていくことが必要。	
	○ 食料安全保障の観点からいっても、水田を最大限に活用し、その機能を維	
	持していくことが必要。	
	○ 現行の需給調整システムは、米の市場流通を前提とした上で、各県・各地	
	域の米の販売実力・実績をベースとして行っている。	
	(したがって、生産性が高くないとしても、市場ニーズが高く、良好な販売	
	状況であれば、そのことが考慮される。)	
	○ 20年産の生産数量目標については、国も関与して都道府県間の数量を調	
	整する取組を始めたところであり、さらに良い仕組みとなるよう検討を進	
	めたいと考えているところ。	
(1) 曲米八四		上側 ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
①農業分野	標準小作料制度は、小作料の標準額を定め、これに比して著しく高い小作料が	法制度として存在しなくても、実態として、地域において農業委員会は標準
エ 規模拡大(面的集	あるとき、減額勧告できるという法律上の制度であるが、「中間取りまとめ」	売買価格を設定しており、それを参考に農地売買がなされている。これが法
積)を含む農業経営の 効率化に向けた改革の	にある「標準売買価格」については、法制度としてそもそも存在していない。	制度として存在しないものであるならば、標準小作料の廃止に併せて、標準 売買価格も完全に存在しないものとすべきである。
別学化に同りた以単の 促進		光貝伽俗も元主に任任しないものとすべきにある。
(農林水産省)	農業災害補償制度については、既に補償割合等を農家が選択できるよう制度改	 農業共済制度は経営のリスクヘッジ手段である。本来、リスクヘッジ手段を
(成外八生日)	善を行っており、米麦の当然加入については、その基幹作物としての重要性や	利用するか否かは、経営者の意志により判断するもの。また、リスクヘッジ
	安定的な保険母集団の確保の必要性から維持することが必要である。	の必要性も個々の経営内容や栽培管理能力によって異なる。保険母集団の確
	文だけ、SMM、P来回い man いんタ (M) J M (M) J M (M) M (M	保の必要性があるとの意見であるが、制度維持のために、制度を利用したく
		ない者、利用する必要がない者に加入を強制すべきではない。
	農地の利用調整活動については、農地の権利を取得する者にとって、取得によ	
	り経営規模が拡大するのか、あるいは、その取得が、農地の集団化に資するの	 農地の権利を取得すれば、当然、経営規模は拡大する。集団化に資する
	か等農地の効率的な利用を図る観点から行われているものであり、単に小作料	ことも利用調整の一つのポイントではあるが、集団化と同時にリスクへ
	の多寡などによって農地の利用調整を行うものではない。また、そもそも、農	
	業利用に用途が限定される農地については、その需要が広く認められるもので	ることから、集団化だけがポイントではない。
	はなく、入札の仕組みにはなじまないものと考えられる。	また、農地は農業利用に用途が限定されているからこそ、農業経営者に

事 項	意見	当会議の見解
		とっては経営の安定化が可能となり、農業経営の基盤となるものと考えられる。 さらに、農地利用に用途が限定される農地だからといって、利用調整方法に入札がなじまないという根拠はない。例えば、農地の権利取得を希望する者が複数いて、希望する者全員が、その農地の権利を取得することによって、集団化に資するなど効率的な利用ができる場合、どの者に権利を与えるかの客観的な判断は困難となる。この場合、入札はクリアで公平な手段となる。
②林業分野 (農林水産省)	第1パラグラフについては、農林業センサスでは、不在村者が所有する私有林 面積は、平成12年の24.6%から平成17年の24.4%とほぼ横ばいであり、最近 不在村化は進行していないことから、「とともに、森林所有者の不在化が進行 する」は事実誤認であり、削除されたい。	農林業センサスのデータでは、不在化は進行していなくとも、実態面で の進行は止まっていないとの指摘を、林業事業体や地方自治体から受け ており、修正には応じられない。地域現場の実態に目を向けて欲しい。
	第2パラグラフについて、我が国においては、現行の森林・林業基本計画(平成18年9月閣議決定)に基づき、木材の供給について、望ましい森林施業を通じて供給される木材の量の目標を需要動向も勘案しつつ掲げており、同計画に従って国産材の安定供給に取り組んでいくこととしている。これに対し、「蓄積量も林業先進国に劣らない状況にあるにもかかわらず木材生産量は著しく低く、木材資源が有効に活用されていない状況にあり、」との表現は、適正な伐採量等を十分検討した上でのものとは考えられず、適切な表現ではないため削除されたい。なお、「生産性の向上」については、これが我が国林業の抱える課題であることは否定しないが、図表2-(1)-③からこれを導く出すことはできないと考える。	も安定供給が課題となっており、生産性の向上は不可欠である。修正に
	第3パラグラフについて、狭小かつ急峻な国土に多くの人口を擁している我が 国においては、森林に対する期待は、濃淡はあるものの、水源のかん養、自然 環境の保全、地球温暖化の防止、木材の生産など極めて重畳的であるため、こ れら実態に即し、重視すべき機能に応じて、一定のまとまりをもって森林を区 分しているものであり、事実誤認であることから削除されたい。	現在の森林区分は実態に即していない。林業経営を行っている経営者や 林業事業体が複数存在するにもかかわらず、全ての森林を水土保全林に 区分している自治体もある。実態に即した森林の機能区分が必要であり、 修正には応じられない。
	第4パラグラフについて、「森林情報(所有者・境界線)が整備されておらず」 とあるが、第2次答申や本案文後段にもあるとおり、地域によってその整備状 況は異なるものの「我が国においては、全ての都道府県において、森林所有者	

事 項	意見	当会議の見解
	名、森林の所在や林況をまとめた森林簿」が整備されていることから、事実誤認であるため、削除されたい。	
	第5パラグラフについて、上記及び後述の理由により、次のとおり修正されたい。 (修正案) 我が国の林業に必要な ことは、生産性の向上に向けた環境整備であり、そのためにも次のとおり、森林区分やそれに基づく管理の適正化、森林情報の整備、林業事業体の競争環境の整備、林業事業体の経営体質の強化などを早期に 講じるべきである。	生産性の向上に向けた環境整備のための具体的施策を記述しているものであり、修正には応じられない。
②林業分野 ア 森林の機能区分の 見直し (農林水産省)	3行目の表題について、後述の理由により、次のとおり修正されたい。 (修正案) ア 重視すべき機能に応じた森林の区分 第1パラグラフについて、森林・林業基本計画の内容に関する部分であり、正確に記述する必要があることから次のとおり修正されたい。 (修正案) 森林の機能を合理的に発揮させるためには、望ましい森林の姿及び機能を発揮させる目標林型を定めて、そのれへ誘導の考え方を示し、それに応じた森林管理・林業経営を行っていく必要がある。森林・林業基本計画においては、我が国の森林を、重視すべき機能に応じ、水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林の3つに機能区分しており、区分別の面積は、水土保全林が1,690万ha、森林と人との共生林が320万ha、資源の循環利用林が500万haとなっている。 第2パラグラフについて、例えば、 ① 水土保全機能が期待されるダム上流域には多数の人工林が存在すること 水土保全株において森林の機能を高めるための間伐や複層林へ誘導するための択伐等を実施した結果としての木材供給はあり得ることであり、木材生産が可能な森林が水土保全林に区分されること自体に何ら問題はないこと など、事実誤認に基づく指摘であるため、削除されたい。	現在の森林区分は実態に即していない。林業経営を行っている経営者や 林業事業体が複数存在するにもかかわらず、全ての森林を水土保全林に 区分している自治体もある。 林業経営に適する森林、適さない森林を区分する必要がある。経営に適 した基盤で林業経営を行い、経営に適さない森林については、経営とし てではなく国土維持等を目的に管理をしていく必要がある。 よって、本文のとおり、森林の機能区分の見直しが非常に重要であると 考えており、機能区分の見直しに関する修正には一切応じられない。 なお、森林の機能区分の見直しについては、年末答申に向けて農林水産 省との議論を深めていきたい。

事 項	意見	当会議の見解
	第3パラグラフについて、水土保全林の水源かん養機能を発揮させるために間	
	伐などの施業を実施した結果産出される木材量を(水土保全林の)木材供給量	
	の指標としているものであって、水土保全機能の維持増進という目的と実態は	
	乖離しておらず、事実誤認であるため、削除されたい。	
	第4パラグラフについて、天然林として維持・保全するためには天然の力だけ	
	では不十分であり、必要最小限の人為的管理を行って成立している天然林を、	
	天然生林とは別に育成単層林と育成複層林と区分しているものであって、「天	
	然林の可能性をないがしろにしている」との指摘は当たらないため削除された	
	い。なお、森林・林業基本計画においては、育成単層林から天然力の活用によ	
	り針広混交林化・広葉樹林化し育成複層林として天然林化する森林を 200 万 ha	
	程度見込んでいる。	
	第5パラグラフについて、上記理由により、森林区分の見直しは必要ないと考	
	えているため、削除されたい。	
②林業分野	表題及び第1パラグラフについて、下段に記述した理由により、本節の指摘が	本文のとおり、森林の機能区分の見直しが非常に重要であると考えており、
イ 森林の機能区分に	事実誤認に基づくものであり、保安林制度の在り方の見直しの必要はないと考	機能区分の見直しに関する修正には一切応じられない。
応じた保安林制度の在	えているため、削除されたい。	また、事実として、保安林指定が相当であるにもかかわらず、保安林指
り方の見直し		定されていない場所が多数存在する状況にある。
(農林水産省)	第2パラグラフについて、保安林の指定は、農林水産大臣又は都道府県知事	よって、森林の機能区分の見直しを併せて、保安林制度の在り方は、当
	が自然的・社会的因子を調査した上で指定箇所ごとに行っているところであ	然、見直すべきと考える。
	り、指定基準が曖昧との指摘は当たらないことから、事実誤認であり、削除さ	なお、森林の機能区分の見直しについては、年末答申に向けて農林水産
	れたい。	省との議論を深めていきたい。
	なお、保安林の指定は、財産権の制約が必要最小限度となるように行ってお	
	り、同一地域、森林内でも、地形条件や保全対象との関係等により保安林に指	
	定される森林と指定されない森林が存在することは当然あり得るものである。	
	盛りでニガニコアのレイ・木井引売制度にわけて木井のり屋八川・木井の木	
	第3パラグラフについて、森林計画制度における森林の3区分は、森林の有	
	する多面的機能のうち、重視すべき機能に応じて、森林を水土保全、森林と人	
	との共生、資源の循環利用のいずれかに区分し、森林所有者等の指針及び規範な明にかにする誘道拡策である。	
	を明らかにする誘導施策である。 一方、保安林は、人家、集落、都市などの保全対象に対して水源のかん養や	
	災害の防止を図るために特に重要な森林及び生活環境の保全を図るために特 に重要な森林を必要最小限度指定し、伐採規制や植栽義務などの作為・不作為	
	に里安は林仲を必安取小阪及拍比し、以休規制や他林莪務などの作為・个作為	

事 項	意 見	当会議の見解
	義務を課する私有財産権の制限措置である。	
	このため保安林に指定された森林は水土保全、森林と人との共生のいずれか	
	に区分されるとともに、水土保全林又は森林と人との共生林であってもこれら	
	の公益的機能を確保するために作為・不作為義務を課すまでもないものについ	
	ては、当然に、保安林に指定されないものである。	
	したがって、基準が曖昧及び森林の機能区分と保安林の指定との整合が図られ	
	ていないとの指摘は事実誤認であり、削除されたい。	
	第4パラグラフについて、上段に記述した理由により、本節の指摘が事実誤認	
	に基づくものであり、保安林制度の在り方の見直しの必要はないと考えている	
	ため、削除されたい。	
②林業分野	表題について、後述の理由から次のとおり修正されたい。	本文のとおり、森林の機能区分の見直しが非常に重要であると考えており、
ウ森林の機能区分に	(修正案)	機能区分の見直しに関する修正には一切応じられない。
応じた法制度に基	ウ 法制度に基づいた施業に関する制度の的確な運用	また、近年、皆伐未植栽地が急増しており、我が国の森林破壊をこれ以
づく森林管理・施業義		上進行させてはいけないと考える。
務の導入	第1パラグラフについて、造林未済地の面積は平成 14 年度末で2万5千 ha、	なお、森林の機能区分の見直しについては、年末答申に向けて農林水産
(農林水産省)	平成 17 年度末で 1 万 7 千 ha であり、急増している状況になく事実誤認である	省との議論を深めていきたい。
	ことから次のとおり修正されたい。	
	(修正案)	
	現在の森林の区分や保安林制度においては、それぞれの目的に応じた機能の発	
	られているが、 <u>皆伐後の植林未植栽地が行われない森</u> 林が一部に見られる状況	
	<u>にある。</u> 近年急増しており、伐採方法の制限や更新の義務化などを求める指摘	
	がある。	
		「我が国では、一般の森林について、伐採の事前届出を義務付け、必要によ
	第2パラグラフについて、我が国においても、一般の森林(保安林以外の民	り伐採方法の変更や造林の命令等が行えるよう法的に措置されている」のは
	有林)について、必要により施業の勧告、伐採及び伐採後の造林の計画の変更	承知しているが、更新の義務はなく、事実、皆伐未植栽地が急増している状
	や遵守命令を行うことができ、命令に従わない場合は罰則の適用が規定されて	況にある。
	いる等、法的に措置しているところであり、次のとおり修正されたい。	
	(修正案)	
	しかしながら、我が国では、一般の森林について、伐採の事前届出を義務付け、	
	必要により伐採方法の変更や造林の命令等が行えるよう法的に措置されてい	
	<u>5.</u>	

事 項	意見	当会議の見解
	第3パラグラフについて、海外において義務付けされているとするのは本案	
	文にもあるとおり、天然更新の場合も含む「更新」であると思料するが、我が	
	国においても、一般の森林において、伐採後の「植栽」を必須とするまでの義	
	務は課していないが、上記のように「更新」を担保するための法的制度は存在	
	しているため、次のとおり表現の適正化を図られたい。	
	(修正案)	
	<u>一方、海外の林業先進国</u> においても は、伐採後の放置を「森林破壊」として位	
	置付け、法制度において適切な伐採や後の更新を義務付けるなどており、「森	
	林破壊」をした者に対する罰則も設けるなど、持続的な林業経営に向けて、私	
	権に制約を設けていることも少なくない。	
	第4パラグラフについて、上段に記述された理由により、既に我が国におい	
	て法的措置がなされていることから、次のとおり表現の適正化を図られたい。	
	併せて、同様の理由により第5パラグラフは削除されたい。	
	(修正案)	
	また、森林・林業基本計画にあるとおり、森林に公益的・多面的機能の発揮を	
	求め、かつ、持続的な林業経営を実現していく <u>ためにはのであれば、必要な管</u>	
	理や施業が 適切に行われることが必要で あることから、森林法制度に基づく制	
	度のより一層の的確な運用を図る必要があるり、私権の行使によって、それが	
	適切に行われない状況では、森林に公益的・多面的機能の発揮を求め、かつ、	
	<u>持続的な林業経営を実現することは困難であると言っても過言ではない。</u>	
②林業分野	表題及び第1パラグラフについて、狭小かつ急峻な国土に多くの人口を擁して	本文のとおり、森林の機能区分の見直しが非常に重要であると考えており、
エ 森林の機能区分に	いる我が国においては、森林に対する期待は、濃淡はあるものの、水源のかん	機能区分の見直しに関する修正には一切応じられない。
応じた補助の在り方の	★、自然環境の保全、地球温暖化の防止、木材の生産など極めて重畳的である。	 また、現在の補助については、森林整備のための補助や災害対策のため
見直し	例えば、水土保全機能が期待されるダム上流域には多数の人工林が存在し、伐	 補助となっているとの意見であるが、経営として林業を捉えた場合、森
(農林水産省)	期の長期化や抜き伐りによる針広混交林化等の取組が必要となるなど、人工林	林整備や災害対策は、林業経営を継続するために、経営者自らの責任に
	か天然林かといった様態のみならず、立地条件や地理的条件にも配慮した森林	おいて行うべきものであり、補助を受けて行うべきものではない。そも
	の区分を設定する必要がある。このため、重視すべき機能に応じて、一定のま	そも、森林整備や災害対策を行わない森林において、林業経営は不可能
	とまりをもって森林を区分しているものであり、事実誤認であることから削除	である。
	されたい。	よって、林業経営に対する補助と、林業経営に資さない森林への補助は
		分けて整理をし、見直す必要がある。

事 項	意 見	当会議の見解
	第2パラグラフ及び第3パラグラフについて、上記理由のほか、現在行ってい	なお、森林の機能区分の見直しについては、年末答申に向けて農林水産
	る植栽、枝打ち、除伐、間伐などへの補助は、森林の整備のための補助であり、	省との議論を深めていきたい。
	林業経営に対する支援を目的とした補助ではないことから削除されたい。	
	第4パラグラフについて、「森林破壊 <mark>の防止</mark> に向けた法制度に基づく森林管	
	理・施業義務を導入した場合」とは、前節における「法制度に基づく管理・施	
	業に関する義務」のことと推察されるが、これについては前節に関する意見に	
	おいて述べたように既に措置が講じられていることから、本パラグラフの「さ	
	らに、前述のとおり、森林破壊に向けた法制度に基づく森林管理・施業義務を	
	導入した場合、(中略)異なるであろう。」については、削除されたい。	
	 土砂の流出・崩壊などによる山地災害の防止を求められる森林のうち、通常の	 治山事業等の対策が行われていることは承知しているが、その効果を維持す
	森林施業の範囲では行わない対策(例えば、土砂流出防止のための柵工や土留	るための周辺森林の整備、木材伐採・搬出等においては、所有者のコスト負
	工の設置と併せた植栽等の森林整備の実施など)については、所有者の負担を	担がある。
	伴わない治山事業において対策を行っていることから、第4パラグラフの「特	
	に、土砂流出・崩壊などの(中略)あってはならない。」のような事実は存在	
	せず事実誤認であり、削除されたい。	
	第5パラグラフについて、上記理由により、機能区分の見直し、及びそれに併	
	せた森林の補助の在り方の見直しは必要ないと考えているため、削除された	
	V _o	
②林業分野	本節の項目名は、後段に記述している理由により、表現の適正化を図るため、	本文のとおり、森林の機能区分の見直しが非常に重要であると考えており、
オ 森林の機能区分の	「オ 森林の 重視すべき機能に応じた森林の区分の決定プロセス <u>における透明</u>	機能区分の見直しに関する修正には一切応じられない。
決定プロセスの見直し	<u>性の確保</u> 」に修正されたい。また、第1パラグラフについて、文言の適正化、	
(農林水産省)	誤字の修正を図るため、次のとおり修正されたい。	
	(修正案)	
	重視すべき機能に応じた森林の機能区分については、現行の森林計画制度下	
	において、市町村段階で地域住民の意見を反映しながら機能を区分する仕組み	
	となっている。また、民有林の区分については、市町村長が <u>森林の</u> 機能区分を	
	含む市町長村森林整備計画を公告縦覧に供し、森林所有者等の意見の申立てが	
	できる仕組としている。	
	 第2パラグラフから第5パラグラフについて、森林の区分については、地域	
	のニーズ等を踏まえ、地域の意見により区分しているものであり、決定プロ	
	ツー ハサと明まれ、地域ツ尼加により巨力しているものであり、低圧ノロ	

事項	意 見	当会議の見解
	セス自体は整備されていると考えている。国としても、計画の樹立に当たっ	
	ては、可能な限り幅広い公衆の縦覧に供するとともに、市町村の実情に応じ、	
	協議会の開催等により林業関係者の意見を聴取するよう努めるべきことを技	
	術的助言として通知しており、現在、機能区分の決定プロセスの見直しを行	
	う必要はないと考えており、次のとおり修正されたい。	
	(修正案)	
	しかしながら、これらの運用が地域現場に浸透していないとの指摘があり、特	
	に意見の申立てについては、林業経営を展開する森林所有者や施業集約などに	
	よる林業経営の規模拡大を図る林業事業体の意見が反映されないとの指摘が	
	ある。また、我が国においては、諸外国におけるフォレスターに当たる森林管	
	理の専門家が不足しているとの指摘があり、森林の状態を的確に反映した区分	
	がなされているかについては疑問が残る。したがって、市町村における森林の	
	機能区分に際しては、今後とも必要に応じ協議会 公聴会 を開催するなど、森林	
	 所有者 や林業経営者 、林業事業体などの意見が反映されるよう、 必要な措置を	
	講じる努めるべきである。併せて、市町村が森林所有者や林業経営者、林業事	
	業体などの合意形成を得ることを前提に、森林資源のモニタリング調査結果	
	や、必要に応じて専門家の意見を参考にして、森林の機能区分を選択できるよ	
	う、機能区分の決定プロセスを見直すべきである。	
②林業分野	国有林野は、林業経営としての条件が厳しい脊梁山脈や奥地水源地域等に分	経営委託受け、国有林や公有林を含めた施業集約を図ることにより、収益性
カ 国有林、県有林等	布し、国土の保全や森林生態系の保全等の公益的機能の高度発揮が期待されて	が向上すると、林業事業体から指摘を受けており、国有林及び公有林の林業
の公有林の林業経営委	いる森林である。	経営委託は、林業事業体にとってビジネスチャンスになると考える。
託の促進	加えて、公益的機能を高度に発揮させるため、森林施業も、民間では収益性	修正には応じられない。
(農林水産省)	の低さ等から取組事例が低位にとどまっている長伐期施業や、複層林施業、針	
	広混交林施業等を行うことが求められているほか、通常の森林施業の対象とな	
	らない世界遺産に登録された原生的な森林等を有している。	
	このように国有林においては、一般に林業経営としての収益性が低く、造林	
	も含めた経営委託が経済的に成立することは難しいものと考えている。	
	また、県有林等の公有林については、地方公共団体の財産であり、その経営	
	については当該地方公共団体の判断に委ねられているものである。このため、	
	所有目的、規模、財政事情等様々な因子を勘案して経営委託の適否が判断され	
	ることとなり、経営規模拡大等の観点からのみ経営委託を進めることは適当で	
	はない。	
	これらのことから、本節の内容は適切ではないため、削除されたい。	

事項	意見	当会議の見解
②林業分野 キ 林業経営者・ 林業事業体の競争環境 の整備、林業経営の体 質強化 (農林水産省)	第2パラグラフについて、後述のように、情報収集や施業集約において森林 組合とのイコールフッティングが確保されていないことが、林業経営意欲を阻 害し、新規参入を妨げているとは断定できないことから、次のとおり修正され たい。 (修正案) このような状況を打破するためには、林業経営の規模拡大を図ろうとする経 営者を積極的に支援し、林業参入に意欲ある者の参入を積極的に誘導すること が必要である。	競争条件が確保されていない市場であれば、当然ではあるが、参入意欲 や経営意欲は減退する。よって、修正には応じられない。
	第3パラグラフについて、制度上「申請の受理さえしない」ことはあり得ないことから、次のとおり修正されたい。 (修正案) 例えば、森林施業計画(森林所有者などが自分で所有する森林づくりについて、自主的に 40 年以上の長期の方針を定めた上で、今後5か年間について作成する「伐採や間伐、造林、保育」など森林施業に関する計画)の作成者は、森林所有者と長期間(5年以上)「森林の施業や経営の委託契約」を結び森林所有者に代わって経営を行う者とされており、所有する森林を自身で経営する者や森林組合以外の林業事業体もその主体となり、計画が認定されれば補助などを得ることが可能である	事実、申請を受理されなかった林業事業体から指摘を受けたものであり、修正には応じられない。
②林業分野	第2パラグラフについて、都道府県において整備されている森林簿情報には森	森林情報のオープン化に向けた検討については、規制改革推進のため三か年
キ 林業経営者・	林所有者名等の個人情報を含むことから、森林施業の集約化に取り組む林業事	計画で閣議決定されており、修正には応じられない。
林業事業体の競争環境	業体への森林簿情報の提供の円滑化に資するため、都道府県の個人情報保護条	なお、森林情報が把握できず、経営に支障が生じているとの指摘を林業経営
の整備、林業経営の体	例に基づく規則等に森林簿の利用目的やその提供先を規定し、毎回森林所有者	者から受けている。是非、実施に向けて前向きに検討頂きたい。
質強化	等関係者の同意を得ずとも情報が提供できるよう措置すべきことについて、技	
(ア) 森林情報(所有	術的助言を行っているところである。既に一部の都道府県では、森林組合以外	
者・境界線)早期整備、	の林業事業体に対しても情報提供が可能となっている。また、地図情報を含む	
意欲ある林業経営・林	都道府県が行う森林情報の整備に対し、支援を行っているところである。これ	
業事業体に対する森林	らのことから当該部分の記述は適当でないことから、削除されたい。	
簿の開示		
(農林水産省)	第3パラグラフ中「が、不在地主の増加により(中略)森林情報のデーターベ	
	ース化・オープン化を早期に実現すべきである。」という記述については、第	
	2次答申にもあるとおり、個人情報の取扱いに十分考慮して進める必要がある	
	ことから、削除されたい。	

事 項	意見	当会議の見解
(イ) 森林施業計画の	本節については、	森林組合以外を除外する運用は、制度上そのようになっていなくとも、実態
認定基準の緩和	① 「森林組合以外を除外する運用がなされている」としているが、制度上そ	として行われている。地域現場の実態に目を向けて欲しい。
(農林水産省)	のような仕組みとはなっていないこと。	また、森林施業計画の規模要件を高く設定していることが、施業集約の支援
	② 30ha 以上とする団地要件については、集約的な森林施業の目標として、	に必要だとは言い切れない。小規模からスタートし、周辺森林に拡大する施
	林班の平均面積等から算出した規模であり、これに基づいて単独あるいは	業集約の方が、所有者の理解が得やすい場合もある。
	共同により施業計画が作成されることとなるため、この要件を緩和するこ	よって、修正には応じられない。
	とは、林業事業体による集約的な森林施業を進めるために必要な措置とし	
	て適当でないこと	
	により、事実誤認に基づく記述であるため、削除されたい。	
(ウ) 森林組合と意欲	第2パラグラフ及び第3パラグラフについては、	実際に林業事業体から受けた指摘であり、修正には応じられない。
ある林業経営者・林業	① 森林整備事業において、所有者が直接施業を行った場合と、森林組合に	
事業体のイコールフッ	施業を委託した場合及び林業事業体が森林組合の下請けとして事業を受	
ティングの確保	託した場合と、直接事業を受託した場合について補助割合は変わらない	
(農林水産省)	こと	
	② 治山事業における民有林の保安林改良事業等の森林整備の発注の太宗	
	において競争入札が導入されており、森林組合が優遇されているわけでは	
	ないこと	
	により、事実誤認に基づくものであることから、削除されたい。	
	また、同様の理由により、第4パラグラフから第6パラグラフについても削除	
	されたい。	
(エ)経営計画や実績	第1パラグラフと第2パラグラフについて、植栽、枝打ち、除伐、間伐、路	
に着目した補助への転	網整備などへの補助は、森林の整備のための補助であり、林業経営に対する補	
換	助ではない。	また、現在の補助については、森林整備のための補助や公益的機能を発
(農林水産省)	また、森林整備事業で補助金額の算出に取り入れている標準単価方式は、効	
	率的に事業を実施した事業体にメリットがある仕組みとなっているので、効率	
	化に向けたインセンティブが働く仕組みとなっている。	経営者自らの責任において行うべきものであり、補助を受けて行うべき
	したがって、第1パラグラフを以下のとおり修正するとともに、第2パラグ	
	ラフを削除されたい。	もそも、森林整備を行わず、公益的機能を発揮しない状態の森林におい
	(修正案)	て、林業経営は不可能である。
	現在、森林整備林業経営についての公的補助は、植栽、枝打ち、徐伐、間伐、	よって、修正には応じられない。
	路網整備など <u>面的な整備を目的とする多くの</u> 個別 <u>の</u> 施業等を対象になされて	
	おり、これを担う林業経営者の育成等を対象とした補助とはなっていない。	
	るが、このような個別施業に対する補助では、効率化に向けたインセンティブ	
	が働かず、ともすれば、経営意欲や努力なく、補助を得るためだけに施業をす	

事 項	意見	当会議の見解
	る者がいる可能性も否めない。	
	第5パラグラフについて、森林整備に対する補助は、社会資本整備たる森林	
	整備の出来高に応じて助成を行う、森林の公益的機能を発揮させるために行う	
	公共事業である。このため、面的に広くカバーし、森林の公益的機能を最大限	
	に発揮させることが必要であり、一部の森林所有者のみへの補助を集中させる	
	ことでは公益的機能を十分に発揮させることができない。	
	また、造林関係補助事業については、事業を効率的に執行する観点から集約	
	的な施業を実施することが必要であり、このような観点からの見直しを行うべ	
	きと考える。	
	このため、以下のとおり修正されたい。	
	(修正案)	
	したがって、効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う望ま	
	しい林業構造の確立に向け、今後の林業経営に対する補助については、自ら経	
	営改革に取組む経営者の努力が報われるものとなるよう、個別施業に対する補	
	助の他に、林業経営者の施業の集約化や間伐の生産性の向上などを通じた経営	
	改善努力を助長する補助のあり方を検討し、結論を得るべきである。	
	併せて、個別施業への補助となっている造林関係補助事業については、今後、	
	集約的な施業の実施を促すものとなるように検討し、結論を得るべきである。	
	森林施業の集約化やそれに必要な情報収集が経営者や事業体の努力だけに任	
	せていても問題なく行われる状況であればよいが、現状においては木材価格の	
	長期的な低迷等により林業の採算性が悪化しており、経営者や事業体の努力だ	
	けに任せていては森林施業の集約化やそれに必要な情報収集が十分に行われな	
	い状況にある。	
	このような状況を踏まえ、森林整備地域活動支援交付金については、森林・	
	林業基本計画(平成18年9月8日閣議決定)において「施業の集約化のための	
	働きかけにつながるよう森林整備地域活動支援交付金を見直す」とされたこと	
	を踏まえ、平成19年度より「森林情報の収集活動」に対する支援を行っている	
	ところである。	
	「森林情報の収集活動」の実施に当たっては、林業事業体等が「森林情報の	
	収集活動」実施後の具体的な集約化計画を含む実施計画を作成した上で市町村	
	長との間で協定を締結し、林業事業体等はこの協定に基づいて「森林情報の収	
	集活動」を実施しており、市町村長は「森林情報の収集活動」が適切に実施さ	

事 項	意見	当会議の見解
	れたことを確認した上で交付金を交付している。	
	このように、森林整備地域活動支援交付金が支援している「森林情報の収集	
	活動」は、意欲ある林業事業体等による施業の集約化を促進することにより、	
	その経営体質の強化に資するものであり、森林整備地域活動支援交付金が林業	
	事業体等の経営体質を弱体化させることにつながるというのは当たらないと考	
	えている。	
	以上のことから、第3パラグラフを削除されたい。	
(オ) 林業金融の円滑	林業分野の制度融資の一つである木材産業等高度化推進資金において、間伐材	実際に運転資金や相続税資金の調達が困難な林業事業体が多数存在する。地
化	の生産、引取り、加工等に必要となる運転資金を低利で融通する措置をすでに講じ	域現場の実態に目を向けて欲しい。修正には応じられない。
(農林水産省)	ている。	
	また、農林漁業金融公庫に問い合わせたところ、林業経営が厳しい近年にお	
	いても、相続税の支払いのための資金についてこれまで相談を受けたことはな	
	いとの回答を得ており、ご指摘のような相続税に係る資金需要は極めて限定的	
	であると考えられる。	
	なお、農林漁業金融公庫資金においては、政策的な必要性や資金需要を精査	
	し、林業者が最も利用しやすい資金制度とするため、必要に応じて見直し・改	
	善を行っており、これまで措置していた遺産の分割による人工林等の細分化の	
	防止等に必要な資金については、上記のような状況を踏まえ、平成19年度末に	
	廃止したところである。他方、平成20年度においては、木材の安定供給や林業	
	経営の改善に資する利用間伐に対応する資金(利用間伐推進資金)を新たに創	
	設したところである。	
	以上のことから、本節については事実誤認に基づく記述であり、削除されたい。	
(オ)林業金融の円滑	全文削除。	事実、所有する山林を基盤に林業経営をする者から、山林の相続税を試算し
化	もし全文削除できないのであれば、原案は以下の修正理由のとおり事実誤認で	たところ、皆伐をして木材を全部売却しても、支払うことができないとの指
(財務省)	あり、少なくとも相続税に関する記述は削除し、再検討すべきである。	摘を受けている。
	(理由)	希なケースだとしても、相続税負担により、経営継続が困難な林業経営者が ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	平成17年分の相続税の課税対象者のうち山林経営者はわずかに11件	存在していることに目を向けて欲しい。
	(0.008%) に過ぎず、また、それらの者の課税価格の合計額に占める山林・	なお、本文は、相続税に軽減措置を設けるべきとの趣旨ではなく、相続税の
	立木の平均課税価格も 14.6%に過ぎない (国税庁調べ)。このような実態を踏	支払資金の確保が容易となるよう、制度融資の充実を求めているものであ
	まえると一般的には森林を保有していることだけで林業経営者の相続税が過	3.
	大となることはないと考えられる。したがってごく稀なケースを持ち出すこと	よって、修正には応じられない。
	は山林に係る相続税負担が重いという誤った認識を持たれる虞があることか	
	ら当該箇所から相続税に関する記述はすべて削除すべきである。	

事 項	意見	当会議の見解
③水産業分野	第1パラグラフを以下のように修文されたい。また、図表2-(1)-④及び第2パ	現在の水産資源や漁業経営の悪化状況を見ると、水産業が悪循環に陥ってい
(農林水産省)	ラグラフを削除願いたい。	ると言わざるを得ない。
	水産業分野についても、農業・林業分野と同様、就業者数の減少や高	水産資源については、短期的に見て、横ばい又は増加傾向にあるとの意見で
	齢化が進んでいる 状況にあるが、それ以前に ほか、水産資源の状態が 極	あるが、長期的に見た場合、ほとんどの水産資源が枯渇ないし減少している
	めて悪 化して おり、 いる。それ故、生産、加工、流通、販売、消費など	状況にある。
	あらゆる面の指標から見て悪循環 (負のスパイラル) にも陥っている。-	また、TAC 設定において、ABC との乖離幅の縮小に留意しているとの意見で
	<u>資源状態の悪化を示す漁獲量の魚種別推移をデータで見ると、下表のと</u>	あるが、依然、科学的根拠である ABC を上回る TAC 設定がなされており、系
	おりとなる。	学的根拠の尊重とかけ離れたものとなっている。
	(理由)	よって、修正には応じられない。
	水産物の産地平均卸売価格や食用魚介類自給率については近年上昇傾向に	なお、「TAC制度等の検討に係る有識者懇談会」においては、科学的根拠
	あり、水産業があらゆる面の指標から見て負のスパイラルに陥っているとは言	に基づく資源管理が、国民に理解しやすい形で、厳格になされるよう、検討
	えないため(主要産地漁港における産地平均卸売価格は平成 15 年の 138 円/kg	頂きたい。
	から平成 18 年の 160 円/kgに上昇。食用魚介類自給率は平成 12~14 年の 53%	
	から平成 18 年の 59%まで上昇。	
	出典:農林水産省「水産物流通統計年報」「食料需給表」)。	
	現在資源評価を実施している 52 魚種 90 系群 (平成 19 年度) についてみる	
	と、約半数は中位・高位水準であるとともに、資源が低位水準でかつ5年間の	
	動向が減少傾向にあるものは8系群であることを踏まえると、2パラの記述は	
	事実に即していない。	
	また、図表 2-(1)-④で例示されている魚種についても、キチジ、アマダイ類、	
	タチウオ及びマサバについては、過去5年間の動向が横ばい又は増加傾向にあ	
	るとともに、マダラについては、中・高位水準で過去5年間の動向が横ばい又	
	は増加傾向にあることから、2パラの記述の例示としても適当ではない。	
	○ 第4パラグラフ及び第5パラグラフを削除願いたい。	
	(理由)	
	TACの設定については、平成 15 年より、ABCベースに設定し、TAC	
	とABCの乖離幅も2倍程度に縮小するとともに、以後もさらなる乖離幅の縮	
	小に留意してきた結果、20 年漁期でTACのABCに対する比率は 0.4~1.8	
	で、比率が 1.5 以上の魚種はすけとうだら及びさば類のみとなっていることを	
	踏まえると、「ABCを大きく上回るTAC数量の設定が未だに行われるなど、	
	科学的根拠の尊重とはかけ離れたものとなっており」との記述は事実に即して	
	いたい。	
	また、TAC対象魚種についてみると、低位水準で過去5年間の動向が減少	

事 項	意見	当会議の見解
	傾向にあるものは1魚種のみであることから、「その資源量は減少傾向が続く	
	ものがほとんど」との記述は事実に即していない。	
	さらに、資源管理においては、漁船の隻数、トン数、漁具等の規制、漁期・	
	漁場等の規制、TAC等による漁獲量の規制に加え、緊急に資源回復が必要な	
	魚種等を対象とした資源回復計画の作成を進めるなど、様々な手法を組み合わ	
	せて措置しているのであって、「行政が有効な対策を講じない」状況にあると	
	はいえず、よって第5パラグラフは不要である。	
	○ 7パラを次のように修文願いたい。	
	我が国の水産業に必要なことは、 有効な管理手段として何ら機能しないば	
	かりか、更なる乱獲を促進している我が国の現行の漁業・資源の管理の仕組	
	カを抜木的に改正することである。そのためには、 海外の漁業国の成功事例	
	を 取入れ 参考としつつ、科学的根拠に基づく資源管理を徹底すること が必要	
	であり、次のとおり、従来の資源、漁業管理手法の技术的に改正し、漁業経	
	営の競争環境などを早期に講じるべき である。	
	(理由)	
	資源管理においては、漁船の隻数、トン数、漁具等の規制、漁期・漁場等の	
	規制、TAC等による漁獲量の規制に加え、緊急に資源回復が必要な魚種等を	
	対象とした資源回復計画の作成を進めるなど、様々な手法を組み合わせて措置	
	している。	
	また、本年3月に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画(改定)」	
	を踏まえ、水産庁においては、本年4月に「TAC制度等の検討に係る有識者	
	懇談会」を立ち上げ、TAC制度等について検討を行い、本年中にとりまとめ	
	を行うこととしている。	
	こうしたことを踏まえると、当該記述は事実に即していない。	
③水産業分野	以下の通り修正。	近年の水産資源の減少率だけを見ると、「低位水準にとどまっている状況」
(内閣官房)	「このように、 資源のほとんどが枯渇ないし減少している状況 資源評価を	世中の小座員源の減少学にりを見ると、「低世小学にととようでいる状況」 と言えるのであろうが、長期で見た場合、ほとんどの水産資源が枯渇ないし
(11441 日 1/21)	実施している水産資源のうち約半数が低位水準にとどまっている状況で、	減少している状況にある。
	漁業者自らがこのまま資源状況を無視した漁獲を求め、それを行政が有効	よって、修正には応じられない。
	な対策を講じないまま受入れていては、漁業の継続そのものが不可能とな	
	り、我が国の水産業は、なすべくして消滅することとなる。」	
	(理由)	
	海洋基本計画との整合を図るため(なお、海洋基本計画における本表現	
	は、水産総合研究センターが実施している資源評価結果等の科学的根拠に	
	基づくものである。)。	

		事		項	
ア く i	彩 資源	業分子的	内根 里の	関拠 () () ()	づ

当会議の見解

○ 2パラを削除願いたい。

(理由)

TACの設定については、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条┃の尊重とかけ離れたものとなっている。 第3項の規定に基づき、対象資源ごとの動向等を基礎とし、対象資源に係る漁↓よって、修正には応じられない。 業の経営その他の事情を勘案することとされているが、これは、国連海洋法条│なお、「TAC制度等の検討に係る有識者懇談会」においては、科学的根拠 約第61条の規定の考え方に沿っているものである。

見

すなわち、TACの設定状況によっては、対象資源に係る漁業経営等に大き 頂きたい。 な影響を及ぼす可能性があることから、このような事情を勘案することとして いるものであり、こうした考え方は、上記のとおり国際的にも認められたもの である。

また、TACの設定については、平成15年より、ABCベースに設定し、T ACとABCの乖離幅も2倍程度に縮小するとともに、以後もさらなる乖離幅 の縮小に留意してきており、「科学的根拠をないがしろにし、それ故、水産資 源の悪化と乱獲(過剰漁獲)の悪循環を助長している」との記述は事実に即し ていない。

○ 4パラを削除願いたい。

(理由)

科学的根拠に基づく資源管理の厳格化については、「規制改革推進のための3 か年計画(改定)」における「 $\Pi 6$ (3) ① アーウ」において指摘があり、 水産庁においては、本年4月に「TAC制度等の検討に係る有識者懇談会」を 立ち上げ、これらについて検討を行い、本年中にとりまとめを行うこととして いるが、結論が得られる前の現段階において、TAC決定の厳正化にかかる指 摘への取組を行わないかのような予断をもたせる記述を行うことは適切でな いものと考える。(なお、同3か年計画決定後、現時点において水産資源の管 理をめぐる周辺情勢に特段変化はないものと認識している。)

TAC 設定において、ABC との乖離幅の縮小に留意しているとの意見であるが、 依然、科学的根拠である ABC を上回る TAC 設定がなされており、科学的根拠

に基づく資源管理が、国民に理解しやすい形で、厳格になされるよう、検討

③水産業分野

ア 科学的根拠に基づ く資源管理の厳格化 (ア) 資源評価におけ る漁業者との共同資源 評価調査の実施 (農林水産省)

以下のように修文されたい。

現在、我が国の資源評価調査は、水産庁の委託を受け、(独)水産総合研しり、修正には応じられない。 究センターの調査船を主体に行われている。 もちろん、ABC 算出の際には、 業調査において漁業者が介在することは少ないない。

他方、海外の漁業国の資源評価調査においては、政府の調査船による漁業 | 接参加して介在する事例はないものと認識している。 調査に漁業経験の豊富な漁業者が参加した調査を実施している。

資源評価調査については、漁業者の参加を義務付けることが重要と考えてお

なお、資源の利用や開発に係る調査において、調査計画の策定や実施に当 調査船の調査結果以外にも漁業者の漁獲データも参考にはしているが、漁|たり積極的に漁業者の参加を求め、更には漁業者からの要請により調査 を行っている場合はあったとしても、資源評価調査において、漁業者が直

事 項	意見	当会議の見解
	海外の漁業国においては、資源管理について漁業者、科学者、国民、行政	
	など水産資源に関する全てのステークホルダーのコミュニケーションを重	
	要視しており、その一環として、漁業調査にも漁業者が直接参加している	
	ものであるが、このように科学者と漁業者のコミュニケーションを深める	
	ことによって、資源管理についての理解を漁業者に求めるという発想は <u>重</u>	
	要であるが我が国では欠如している状況にある。	
	したがって、今後の資源評価調査については、 <u>必要に応じ</u> 経験豊富な	
	漁業者の参加も <u>求め</u> 義務付け、漁業者の経験に基づく意見も調査に 直接	
	反映させる <u>よう努める</u> ことを可能とする べきである。	
	その理由は、次のとおりである。なお、海外の事例については事実関係が	
	不明であり、現時点ではコメントできない。	
	(1パラ)	
	調査船による資源調査については、多くの場合、卵~幼魚等の漁業による漁	
	獲対象サイズ以下の魚体を特定の観測点でサンプリングしたり、漁獲対象サイ	
	ズを採捕する場合でも通常の漁業操業とは異なる漁法や別規格の漁具を使用	
	したりと、これらを毎年継続的に行うことにより経年データとの比較が可能な	
	有効な科学的知見を得ているものである。	
	このように、漁業者の持つノウハウを直接資源調査に活用できる局面は限定	
	的であることから、我が国では調査船調査に漁業者が介在する事例はほとんど	
	無い情況にあるものである。	
	ただし、資源の利用や開発に係る調査については、調査計画の策定や実施に	
	当たり積極的に漁業者の参加を求め、更には漁業者からの要請により調査を行	
	っている場合もあり、「介在することはない」とするのは事実誤認である。	
	(3パラ)	
	我が国においても、資源管理全般について「ステークホルダー」とのコミュ	
	ニケーションを重要視しており、資源調査・評価においても関係漁業者と適宜	
	情報交換等が行われている他、毎年の資源評価結果の取りまとめに至る会議	
	(ブロック別資源評価会議、全国資源評価会議等) においても漁業者の参加を	
	求め、情報や意見の交換に努めているところである。	
	また、TAC制度や資源回復計画等の資源管理にかかる行政と漁業者等「ス	
	テークホルダー」との協議に際しても、適宜担当する科学者が参加し、資源の	
	情況等について説明を行っている。	
	したがって「我が国では欠如している状況にある」とするのは、事実誤認で	

事 項	意 見	当会議の見解
	ある。	
	(4パラ)	
	科学者と漁業者のコミュニケーションを深めることにより資源評価に関する	
	理解の増進を図るとの方向性については同意見であり、何らかの形で漁業者の	
	参加や意見を求めることはやぶさかでなく、これまでの取組に加え、必要な調	
	査については漁業者の直接参加を呼びかけていきたい。ただし、多くの調査活	
	動においては漁業者のもつノウハウを直接活用できるとは限らないところ、参	
	加を「義務付け」とすることは適当でない。また、漁業者の意見を反映させる	
	取組もこれまでにも行われているものである。	
(イ) 第三者及び第三	P62「ア 科学的根拠に基づく資源管理の厳格化」の(イ)のタイトルを	科学的調査の充実を図ることは当然であると考える。
者機関による資源評価	「第三者及び第三者機関による資源評価の実施 <u>及び科学的調査の充実</u> 」	ただし、資源評価及び資源管理は、その時点で最大限利用可能な科学的根拠
の実施	とし、(イ)の本文最終行に	に基づき行うものであり、科学的根拠に不確実性があるからとの理由で尊重
(内閣官房)	「水産資源の保存管理措置の充実を図るため、水産資源の現状や動向、将来の	しなくてよいものではない。
	予測評価の精度を高めるための科学的調査を推進する必要がある。」	また、本文は、我が国の資源評価結果に対して、海外の科学者や国際的研究
	と追記されたい。	機関によるレビューの実施を求めているものであり、科学的調査の充実とは
		直接関係するものではない。
	(理由)	本文と科学的調査の充実は別の課題として整理すべきである。
	海洋基本法第4条では、「海洋の開発及び利用、海洋環境の保全等が適切に	よって、修正には応じられない。
	行われるためには科学的知見の充実が不可欠である一方で、海洋については科	
	学的に解明されていない分野が多いことにかんがみ、海洋に関する科学的知見	
	の充実が図られなければならない。」と規定されており、このことを踏まえ、	
	海洋基本計画においても、水産資源評価における科学的知見の集積が未だ十分	
	ではないことを前提に、「水産資源の保存管理措置の充実を図るため、水産資	
	源の現状や動向、将来の予測評価の精度を高めるための科学的調査を推進す	
	る。」と記述しているところである。	
	したがって、科学的根拠に基づいて資源管理に関する規制を論ずるのであれ	
	ば、現時点での科学的根拠の信頼性と規制の妥当性との両面からの検討が不可	
	欠である。しかしながら、本案を読む限り、科学的根拠に不確実性が伴うこと	
	は認めているものの、それへの対応策を見ると、評価の妥当性の確保方策は記	
	述されているが評価の基礎となるデータそのものの更なる充実の必要性につ	
	いては記述されておらず、データ不足等に起因する科学的根拠の不確実性につ	
	いての認識がないとの印象を受ける。	
	現在低位水準にある水産資源を回復させる必要性については、基本計画にお	
	いても明記しているところであり、方向性は理解するが、貴案のような資源管	

事 項	意見	当会議の見解
	理の厳格化を求めるのであれば、その妥当性について十分な科学的裏付けが不	
	可欠であり、海洋環境調査を含む更なる科学的調査の充実についての指摘があ	
	ってしかるべきと考える。	
③水産業分野	第2パラグラフ及び第3パラグラフを削除願いたい。	海外の科学者や国際的な第三者研究機関に資源評価を依頼することが、必要
ア 科学的根拠に基づ	その理由は、次のとおりである。	性や合理性がないことならば、海外の漁業国において、何故それが行われて
く資源管理の厳格化		いるかを至急調査すべきである。
(イ) 第三者及び第三	我が国の資源評価においても、水産総合研究センター内部の研究者だけでは	修正には応じられない。
者機関による資源評価	なく、大学関係や地方公共団体の研究者等外部の有識者も入れて評価の客観性	
の実施	を確保するように努めているものであり、これに上乗せして海外の科学者や国	
(農林水産省)	際的な第三者研究機関に資源評価を依頼する必要性・合理性はなく、かかる記	
	述は不要である。	
	なお、2国間の領域にまたがって分布する資源については、両国間の科学委員	
	会において相互の資源評価結果について突き合わせを行うことが既に行われ	
	ているものである。	
(ウ)TAC設定の透	 「規制改革推進のための3か年計画(改定)」における「Ⅱ6(3)①ア 生	 規制改革推進のため三か年計画で閣議決定された、「生物学的に計算される
明化に向けたオープ	物学的に計算される漁獲許容水準に基づくTAC (漁獲可能量) 設定の厳正化、	漁獲許容水準に基づくTAC(漁獲可能量)設定の厳正化」の具体的手法と
ン・コミッティの創設	決定プロセスの透明化【平成 20 年中措置】」の記述に差し替えられたい。	して、TAC設定の透明化に向けたオープン・コミッティの創設、TAC
(農林水産省)	(理由)水産庁においては、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」を踏	設定の複数年化、TAC設定魚種の早期拡大、TACの厳守に向けたモ
	まえて、本年4月に「TAC制度等の検討に係る有識者懇談会」を立ち上げて	ニタリングの強化及び罰則の適用が必要であると考えている。
(エ) TAC設定の複	検討を行い、本年中にとりまとめを行うこととしており、TAC設定の透明化	「TAC制度等の検討に係る有識者懇談会」において、TAC設定の透明化
数年化	の手法やTAC設定の方法についても、この検討に含まれることとなる。また、	の手法やTAC設定の方法についての検討を行うのであれば、これらの具体
(農林水産省)	同3か年計画決定後、現時点において水産資源の管理をめぐる周辺情勢に特段	的手法が海外の漁業国で行われている事例もあることから、併せて検討す
	変化はないものと認識している。	べきである。
		よって、修正には応じられない。
(才) TAC設定魚種	「規制改革推進のための3か年計画(改定)」における「Ⅱ6 (3) ①イ T	
の早期拡大	AC (漁獲可能量) 設定魚種の拡大【平成 20 年中措置】」の記述に差し替えら	
(農林水産省)	れたい。	
	(理由)水産庁においては、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」を踏	
	まえて、本年4月に「TAC制度等の検討に係る有識者懇談会」を立ち上げて	
	検討を行い、本年中にとりまとめを行うこととしており、TAC設定魚種の拡	
	大についても、この検討に含まれることとなる。また、同3か年計画決定後、	
	現時点において水産資源の管理をめぐる周辺情勢に特段変化はないものと認	
	識している。	

事 項	意 見	当会議の見解
(カ) TACの厳守に	「規制改革推進のための3か年計画(改定)」における「Ⅱ6(3)①ウ T	
向けたモニタリングの	AC (漁獲可能量) の厳守に向けた合理的操業モデルの樹立【平成 20 年中措	
強化及び罰則の適用	置】」の記述に差し替えられたい。	
(農林水産省)	(理由)水産庁においては、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」を踏	
	まえて、本年4月に「TAC制度等の検討に係る有識者懇談会」を立ち上げて	
	検討を行い、本年中にとりまとめを行うこととしており、合理的操業モデルを	
	含むTAC遵守のための方策についても、この検討に含まれることとなる。ま	
	た、同3か年計画決定後、現時点において水産資源の管理をめぐる周辺情勢に	
	特段変化はないものと認識している。	
③水産業分野	第2パラグラフから第4パラグラフまでを、以下のとおり修文されたい。	競争条件が確保されていない市場であれば、当然ではあるが、参入意欲
イ 漁業経営の競争環		や経営意欲は減退する。
境の整備、漁業経営の	しかしながら、漁業経営の現状は、漁獲においても適正な競争環境にある	また、現在の漁業経営の悪化状況を見ると、経営体質の強化が不可欠で
体質強化	とは言い難く、また、漁業参入においても漁業権の免許に優先順位を設けて₹	あることは言うまでもない。
(農林水産省)	<u>新規参入を阻害している状況にある。</u> いる。	よって、修正には応じられない。
	前述のとおり、水産業分野においては、就業者数の減少や高齢化が進んで	
	いる状況にあり、経営意欲のある個人・企業の参入を積極的に誘導すること	
	が不可欠であることは言うまでもない。 それにもかかわらず、参入意欲が減	
	退するような参入規制があっては、水産業参入の積極化は全く期待できな	
	1 2 -	
	また、水産業に対する公的補助は、従来、主に港湾や市場などインフ	
	ラの <u>拡大充実</u> に向けてなされていたが、今後は、構造改革の促進のため	
	にも、個々の経営体の成長を促すよう、経営体質の強化 <u>等</u> に向けた <u>取組</u>	
	<u>を支援する</u> 公的補助 <u>を充実へとシフトすべきである。</u>	
	(and 1)	
	(理由)	
	「規制改革推進のための3か年計画(改定)」における「Ⅱ6(3)②ア」	
	を踏まえ、「漁業権漁業における優先順位に関する実態調査」を行う水産庁と	
	しては、調査結果を踏まえた政策判断をしたいと考えている。	
	また、これまでのインフラの整備は新設がほとんどであったが、昨今、	
	施設の老朽化等により、長寿命化などで有効活用(充実)を図ろうとして	
	いる。このため、正確な記述とするべく「インフラの充実」から「インフ	
	ラの拡大」とした。	
	補助金は地方の取組を支援するための制度であり、このことを明確化するため、「取組を支援する」を追加した	
	るため、「取組を支援する」を追加した。	

事 項	意見	当会議の見解
	「シフトする」とは、経営体質の強化に限定する意味合いが強く、漁場環境の改善や水産資源の保護等の施策などとあわせて公的補助を活用する必要から、「経営体質の強化」の後に「等」を追加するとともに「充実」すべきとした。	
③水産業分野 イ 漁業経営の競争環境の整備、漁業経営の 体質強化 (ア) ITQ(譲渡可能個別漁獲割当)制度の早期導入 (農林水産省)	本年3月に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画(改定)」における「II6(3)①エ IQ(個別漁獲割当)制度の導入対象魚種の拡大及びITQ(譲渡可能個別漁獲割当)制度の検討【平成20年中措置】」の記述に差し替えられたい。(理由) 水産庁においては、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」を踏まえて、本年4月に「TAC制度等の検討に係る有識者懇談会」を立ち上げて検討を行い、本年中にとりまとめを行うこととしており、①IQ方式の導入検討、②ITQ方式の調査、研究、分析等についても、この検討に含まれることとなる。また、同3か年計画決定後、現時点において水産資源の管理をめぐる周辺情勢に特段変化はないものと認識している。	ITQ制度の早期導入は、漁業経営の競争環境の整備、漁業経営の体質強化に向けて不可欠であると考えており、修正には応じられない。なお、「TAC制度等の検討に係る有識者懇談会」においては、ITQ制度の導入についても、前向きに議論頂きたい。
(イ)漁業権の在り方 の見直し (農林水産省)	【修正意見】 しかしながら、沿岸漁業においては、漁業権により参入制限・条件の免許の優先順位を設けていることから、意欲のある者の参入を阻害し、漁業経営意欲を減退させている状況にあり、今後は、a免許の優先順位、b免許期間を見直し、e免許の移転を可能とするなど、漁業権の在り方そのものを抜本的に見直す必要がある。おり、こうした優先順位がどのように機能したかについて評価すべきである。 【修正理由】 水産庁は「規制改革推進のための3か年計画(改定)」を踏まえ「漁業権漁業における優先順位に関する実態調査」を行うこととしており、調査結果を踏まえた政策判断をしたいと考えている。また、b及びcについては、後述の理由により、全文を削除するため。	漁業権の在り方の見直しは、漁業経営の競争環境の整備、漁業経営の体質強化に向けて不可欠であると考えており、これに関する記述については、修正には応じられない。
a 漁業権の免許の優 先順位の見直し (農林水産省)	【修正意見】 しかしながら、定置漁業権においては、その多くが漁業者が出資した法人により運営されており、新規参入者が漁業権を取得しようとした場合には、地元の漁業者や漁協が反対し、漁業権を得るまでに長期間要した事例や、地元漁業者の同意を取付けるための金銭的な要求をされた事例などが指摘されている。	実際に漁業関係者より指摘を受けた事例である。

事 項	意見	当会議の見解
	【修正理由】 事実関係の詳細が不明であるため。なお、漁業権の優先順位がどのように機能したのかに関する実態調査を行うこととしており、当該調査結果等を踏まえた記述とするべきである。	
	【修正意見】 さらに、漁協が漁業権の管理団体となっている特定区画漁業権については、漁協の組合員となって漁業権を行使 する以外に参入する方法がないというのがしている 実態 でがあり、資本力のある大企業が特定区画漁業権を得るために会むを得ず、子会社を作り漁協の組合員となって漁業権を得ている事例が指摘されている。 【修正理由】 漁業法第18条により、特定区画漁業権については、漁協の組合員にならなくとも漁業権を行使することはできるため、事実誤認である。	実態として、漁協の組合員にならなくとも漁業権を行使することができるのであれば、何故、資本力のある大企業がわざわざ子会社を作ってまで、漁協の組合員となって参入しているのかを調査すべきである。
	【修正意見】 これについては、規制改革推進のための2次答申において、「定置漁業権及び特定区画漁業権については、平成20年9月から平成21年4月にかけて行われる都道府県知事による免許の切替に併せて、優先順位がどのように機能したのかに関する実態調査を実施すべきである。」【平成20年度調査開始】とされたものの、優先順位の見直しに関する水産庁の消極的な姿勢に変わりはない。 【修正理由】 「規制改革推進のための3か年計画(改定)」を踏まえた「漁業権漁業における優先順位に関する実態調査」を行う水産庁としては、調査結果を踏まえた政策判断をしたいと考えている。	実態調査においては、優先順位が本当に必要であるかという視点を持って調査して頂きたい。
	【修正意見】 したがって、水産庁及び都道府県は、過去に新規参入者が漁業権を得るために要した努力に対して真摯に耳を傾けるべきである。同時に、新規参入に反対するために漁業者が行ってきたこと、新規参入を受入れるために漁業者が行ってきたことを、衰退している漁村の現状とともに直視すべきである。 【修正理由】 免許業務を実施しているのは主に都道府県であり、新規参入者等の意見をきくことは都道府県も必要であると考える。	

事項	意見	当会議の見解
b 漁業権の免許期間の見直し (農林水産省)	【修正意見】 併せて、これらを踏まえ、漁業権については優先順位を撤廃し、漁業権の管理は公的機関によって行うように見直し、個人・法人、そして経験などを問わず、一定のルールの下で、参入意欲のある者が誰でも、企業であればその規模に関係なく、漁業に参入できる環境を早急に整備すべきである。 【修正理由】 「規制改革推進のための3か年計画(改定)」では、本年9月からの免許切替えに際して、「優先順位がどのように機能したのか」に関する調査を行うこととされており、その結果を踏まえて優先順位のあり方を検討することがその趣旨であり、調査結果も出ていない段階であるため。 【修正意見】 全文削除 【修正理由】 定置漁業権及び特定区画漁業権は、漁況・海況の変化、技術の進歩に応じて漁場計画を見直し、他種漁業との調整を図る必要が高い等の理由から、漁業権の存続期間を5年とし、漁業権の内容の固定化を防ぎ、より合理的かつ高度な漁場計画を樹立し易いように措置されているものである。これは、一定の期間ごとに漁場計画を立て直し、漁業権の内容及び行使主体を再検討するためにとられているものである。 中間とりまとめ案は、漁業権の固定化を進めるものであり、漁場利用の見直しや新規参入の機会を少なくするものであることから、適当ではない。	漁業権の在り方の見直しは、漁業経営の競争環境の整備、漁業経営の体質強化に向けて不可欠であると考えており、これに関する記述については、修正には応じられない。 なお、本文は、投資に見合う回収期間を確保したいという漁業者の意見を受けたものである。経営内容やビジネスモデルによって投資額やその回収期間は異なるため、弾力的な免許期間を設置する必要があると考える。
c 漁業権の免許の移 転 (ライセンス制度の 導入等) (農林水産省)	【修正意見】 全文削除。 【修正理由】 我が国漁業は、一定の水面に多種多様な漁業を包摂し、立体的、重複的に利用され、一漁業の操業は必ず他の漁業に影響を及ぼすといった事情にあることなどから、適格性要件を設け、適格性を有する者に優先順位に従って漁業の免許をすることにより、各地域の事情に応じた漁場の利用形態を構築している。漁業権の自由な移転を認めると、各種の漁業調整や水面の総合的利用に支障を来たすおそれがあり、適切でない。	漁業権の在り方の見直しは、漁業経営の競争環境の整備、漁業経営の体質強化に向けて不可欠であると考えており、これに関する記述については、修正には応じられない。 なお、本文にもあるとおり、経営体質の強化に向けて農業及び林業においては経営基盤の流動化が重要な課題となっており、これは漁業においても同様の課題であると考える。

また、漁業権を公的機関に一元化することについては、治円漁業における漁業 参数が膨大(約19万人)であり、また、多種多様な漁業・約350種類に及 ぶ碗筐を多数な漁地により漁競)が食れることから、漁業者所に関助に許可 を与えることとした場合には、漁販が政事情となるとともは、各地域の事情 に近じたを種の漁業部で物業が埋せるとととなる。ととなるなどの多大 な公的管理コストが必要となる。このため、漁業者の産業する漁権に漁業権と して免許し、各種の漁業施整や漁港理夫権が必要を定してときなるとである人 (グ)漁業権の保護に (多の発明の関係しなび その侵害に対する政策 指揮の透明化 (無林水産省) (ク) 漁業権の保護に (漁業体の保護に (漁業体の保護に侵る解釈の明確化及びその侵害に対する検索情型の済 をの表面に対する政策 が、会したのである。 (グ) 漁業権の保護に (漁業体の企業体について、組合員が漁業を置き場合に行使業)は、特 定の水面において特定の漁業を置き権利であり、その権利は法律で保護されて いる。これを侵害する行会としては、機業を助ける行為で漁場の価値を造め皮 が、収験している場合がある。以外的な対して、会場は全て漁業検索のある。 のりと辿って解釈されている場合がある。 以内しながら、この漁業が対地収退制において、「漁場は全て漁業検索を助 のりと辿って解釈されている場合がある。 以内しながら、この漁業を対地収退制において、「漁場は全て漁業検索を開 は、よって参索が、係水利用するために漁場がに対して参考が関したいと申し出 定際に、漁業権の侵害に当たるとして非否されたは、持上業権事業を開始し よっとするが、海水水利用するために漁場がに対して参考を調したいと申し出 定際に、漁業権の侵害に当たるとして非否された。 で会会選することとは、海水が漁場所とを所 する場合は、漁業権の侵害に対したいと申し出 会際は、漁業権の侵害に対したいと申し出 を定じ、漁業権の侵害に対して、地内性の企業を対しませませる。 また、海県権の侵害に対する場外に対して、地内性の漁場では関連な事業を連接を表しました。 ・ 本の事な利用と、上の保護の機工的なりに対して、・ はた事が企業を連接を連接を選集を表しました。 ・ 本の事な利用と、上の保護の機工的なりに対しました。 ・ 本の事な利用と、地内性の漁場では対しましました。 ・ 本の事な利用と、地内性の漁場内は全事とないました。 ・ 本の事な利用と、地内性の漁場内は会事に対し、地の機工を開かる。 ・ 本の事な利用と、一の事な利用とないました。 ・ 本の事な利用と、地内性の漁場内は会事な事な事ながよりに対し、地内性の企業を対しました。 ・ 本の事な利用と、地内性の企業を対しました。 ・ 本の事な利用と、地内性の企業を発展を受しないました。 ・ 本の事な利用と、地内性の企業を持ちました。 ・ 本の事が利用とないました。 ・ 本の事が利用とないました。 ・ 本の事が利用を表しました。 ・ 本の事が利用とないました。 ・ 本の事が利用と	事 項	意 見	当会議の見解
保る解釈の明確化及び その侵害に対する救済 開催 の透明化 (農林水産省) (農林水産省) (農林水産省) (農林水産省) (農林水産省) (農林水産省) (農林水産省) (農林水産者) (農株産の侵害に当かるとしては、農業を妨げる行為や漁場の価値を量的及び資的に減少させる行為が挙げられる。 (上かしながら、この進業権が地域現場において、「漁場は全て漁業権者の始しようとする者が、海水を利用するために海境内に取水管を設置したいと申し出た際に、漁業権の侵害に当たるとして拒否された事例がある。もちろん、取水管を設置することによって、農業が助げられる場合や、排水が漁場水管を汚濁する場合は、漁業権の侵害に当たるが、取水管を設置することのみをもって漁業権の侵害に当かるとは、漁業権の侵害と当を設定することのみをもって漁業権の侵害に当かるとは、漁業権の侵害と主要者を開発して、漁業権の侵害と主要者を関係を対し、漁業権の侵害の関係として、漁場が設定場に対する場合に、漁業権の侵害の関係として、農産額は農業を保証が発展の場合をである。 (上本するとは、漁業権の侵害に対する最高に対する場合に対す		者数が膨大(約19万人)であり、また、多種多様な漁業(約350種類に及ぶ魚種を多様な漁法により漁獲)が営まれることから、漁業者毎に個別に許可を与えることとした場合には、膨大な許可件数となるとともに、各地域の事情に応じた各種の漁業調整や資源管理を行政が直接行うこととなるなどの多大な公的管理コストが必要となる。このため、漁業者の組織する漁協に漁業権として免許し、各種の漁業調整や資源管理を地域の実情に通じている漁協が行う	
) - ABBU 4 - AB 1 - A V = 124 - A 1 - A 2 - A 2 - A 3	係る解釈の明確化及び その侵害に対する救済 措置の透明化	(ウ) 漁業権の保護に係る解釈の明確化及びその侵害に対する教済措置の透明化 漁業権(漁協の漁業権について、組合員が漁業を営む場合は行使権)は、特定の水面において特定の漁業を営む権利であり、その権利は法律で保護されている。これを侵害する行為としては、操業を妨げる行為や漁場の価値を量的及び質的に減少させる行為が挙げられる。しかしながら、この漁業権が地域現場において、「漁場は全て漁業権者のもの」と誤って解釈されている場合がある。具体的には、陸上養殖事業を開始しようとする者が、海水を利用するために漁場内に取水管を設置したいと申し出た際に、漁業権の侵害に当たるとして拒否された事例がある。もちろん、取水管を設置することによって、操業が妨げられる場合や、排水が漁場水質を汚濁する場合は、漁業権の侵害に当たるが、取水管を設置することのみをもって漁業権の侵害に当たるとは言い難い。この場合に、漁業者が漁業権の侵害を主張するのであれば、その被害内容と被害額を明確にするなど、定性的かつ定量的に示すことが必要である。また、漁業権の侵害に対する教済措置として、妨害排除請求権や損害賠償請求権があるが、過去の施設建設による漁業権の侵害の例を見ると、損害額は施設建設者と漁業者との合意で決められていることが多く、その決定過程や根拠が不明なものが多い。これについて、過去の事例の是非を問うものではないが、陸上養殖などにおいて、漁業の一部を利用して新たにビジネスを展開しようとする事業者にとっては、それが漁業権を侵害する場合に、どの程度の被害額を負担すべきかにつ	のは困難である。ましてや、漁業権が地域現場において、「漁場は全て漁業権者のもの」と誤って解釈されている場合もあることからすると、過大な損害賠償額を要求される可能性もあり、判断材料や比較材料の必要性は不可欠である。 本文は、救済措置に関するガイドラインを求めているものであり、修正には

事 項	意見	当会議の見解
	したがって、漁業権の保護に係る解釈については、改めて漁業者や漁協に周	
	知徹底すべきである。	
	併せて、漁業権の侵害に対する救済措置については、算定根拠などの基準を	
	示したガイドラインを作成し公表するとともに、市町村や漁協はその決定過程	
	をオープンにするなど、透明化を図るべきである。	
	【修正理由】	
	漁業権侵害に対する賠償請求額については、民法第709条に基づき当事者	
	間又は裁判所で決められるものであり、行政が直接に漁業者を指導するもので	
	はないと考える。	
	(参考) 民法 (明治29年法律第89号)	
	第5章 不法行為	
	(不法行為による損害賠償)	
	第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を	
	侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。	
(エ)漁業金融の円滑	○2パラを削除願いたい。	融資制度が設けられていても、実際に運転資金や設備資金の調達が困難な漁
化	理由	業者が多数存在する。地域現場の実態に目を向けて欲しい。
(農林水産省)	経営改善等を行う漁業者に対しては、生産・流通の近代化・合理化に必要な	また、未だ、制度融資の対象金融機関として、銀行等の民間金融機関を排除
	資金や長期運転資金を含めた融資制度が整備されており、当該指摘は事実誤認	しており、早急に見直しが必要である。
	に基づくものであり、削除されたい。	よって、修正には応じられない。
	○3パラを削除願いたい	
	理由	
	漁業近代化資金は、法制定当時から、漁協、信漁連、農林中央金庫を融資機	
	関としている。	
	これは、銀行等一般金融機関の利用が困難な漁業者等に対する長期資金の安	
	定的な融通を図る観点から、漁業系統資金を活用し、漁業者等へ融通するため	
	に措置されているものであることから、削除されたい。	
	○ 4パラを削除されたい。	
	理由	
	現在、漁業関係の制度金融においては、漁業者等が必要とされている資金に	
	は、十分対応しており、かつ、円滑な融資が図られていることから、このよう	
	な指摘はあたらないと考える。	

事 項	意見	当会議の見解
③水産業分野	全文削除されたい。	多くの漁協で本業が赤字となっている状況にあり、漁業の経営改革の推進は
ウ 漁協の経営改革の		不可欠な状態にある。
推進	理由	よって修正には応じられない。
(農林水産省)	「漁協の経営改革の推進」に関しては、71ページから73ページにかけて3	
	つの細目が記されているが、これらは以下に示すとおり削除が相当であるた	
	め、冒頭の6行についても同様に不要である。	
(ア) 不公正取引の防	全文削除されたい。	事実、複数の漁業者より受けた指摘であり、修正には応じられない。
止		地域現場において、実際に起こっている状況に目を向けて欲しい。
(農林水産省)	理由	また、それが不公正取引に該当するか否かを判断し、対応して頂きたい。
	漁協が組合員に対し、その購買事業を通じて資材や燃油の購入を強制す	
	ることは独占禁止法に違反するおそれがあるが、このような不公正取引に	
	ついては、各都道府県や公正取引委員会地方部局に相談窓口が設置される	
	などの体制がとられており、漁協の事業に係る独占禁止法違反の恐れがあ	
	る状況が放置されている実態はないと考えている。また、公正取引委員会	
	からもかかる指摘は受けていない。	
	なお、漁協が組合員の事業利用の自由を尊重しつつ、事業利用による経営の安	
	定を図る必要性から、漁協と組合員との間で組合の事業を専ら利用すべき旨の	
	契約を締結することができる(水協法第 24 条第1項)が、この契約は組合員	
	の任意であり、この契約の締結を拒んだことを理由として組合の事業の利用を	
	制限してはならないこととされている(同第2項)。	
(ア) 不公正取引の防	以下のとおり修正されたい。	事実、複数の漁業者より受けた指摘であり、修正には応じられない。
止		地域現場において、実際に起こっている状況に目を向けて欲しい。
(公正取引委員会)	ウ 漁協の経営改革の推進	また、それが不公正取引に該当するか否かを判断し、対応して頂きたい。
	現在の漁協の経営内容を見ると、多くの漁協において本業が赤字であり、そ	未然防止の必要性がないとは、決して言える状況にはないことを認識すべき
	れを事業外収入の中の受入補助金で補っている状態が恒常化していることか	である。
	ら、経営改革が必要であることは言うまでもない。	
	しかしながら、 漁協から不公正取引に該当する行為受けている、 漁協の会計	
	処理が不適当である、などの指摘が漁業者からあることから、次のとおり改革	
	を推進すべきである。	
	(ア) 不公正取引の防止	
	漁協については、例えば、組合員である漁業者に漁獲物の販売を強制する、	
	資材等の購買を強制するといった指摘が漁業者よりなされており、仮に、漁協	

事 項	意見	当会議の見解
	が融資に際してこれを条件としているのであれば、独占禁止法上の不公正取引	
	<u>に該当する恐れがある。</u>	
	しかしながら、地域現場においては、漁協はこれを理解せずに販売や購買を	
	強制し、漁業者もこれを知らずに受入れていることも考えられる。	
	一方、農協については、過去に不公正取引への対応として、独占禁止法上の	
	不公正な取引方法に該当する恐れがある農協の行為を示した独占禁止法上の	
	ガイドラインが作成されており、公正取引委員会、農林水産省等の関係機関が	
	協力して、農協、農協組合員等に対して、ガイドラインの説明会の開催等通し	
	て、周知徹底を図っている状況にある。	
	したがって、漁協についても、農協と同様に、独占禁止法上の不公正な取引	
	方法に該当する恐れがある漁協の行為を示した独占禁止法上のガイドライン	
	が作成し、それを漁協及び漁協組合員等に対して周知すべきである。	
	(理由)	
	上記のようなガイドラインは、根拠に基づく事実認定をして独占禁止法上の	
	法的措置等を採り、事例の蓄積がなされた上で、違反行為の未然防止のために	
	特に必要とされる状況において,作成されるものである。農協については,独	
	占禁止法上の法的措置や警告を行ったものが多数あり、未然防止の必要性も高	
	い状況が認められたため、ガイドラインを作成した。一方、漁協については、	
	このような状況にないため、ガイドラインを作成する必要はない。	
	なお、原文のようなあいまいな事実関係に基づき、漁協について独占禁止	
	法上問題があるかのように、公の場で述べることは、不穏当であると考え	
	ప .	
(イ) 会計処理の適正	全文削除されたい。	実際に公認会計士から受けた指摘である。現在の会計処理が適正なものであ
化		るか、改めて、公認会計士の目で判断してもらう必要性があろう。
(農林水産省)	理由	修正には応じられない。
	漁協は、組合員たる漁業者の相互扶助を目的とした協同組織であり、組合員	
	に対する水産に関する経営や技術の向上等を図るための指導事業は、協同組織	
	としての基本的事業であって、単なる役務の提供ではない。また、営漁指導等	
	に要する経費は、各組合員が公平に負担すべきものであること等から、水協法	
	第 22 条の規定に基づき、定款で定めることにより、組合員に賦課することが	
	できることとされているところであり、事業外収益とすることは不適当であ	
	る。	

事 項	意 見	当会議の見解
	漁協が漁業権侵害に係る漁業補償金を受領した場合に、その漁業者への配分前のものは、仮受金として会計処理されており、漁協の収益とされていない。このように、現時点においては、適正な計上科目・区分により、会計処理が行われているところである。	
(ウ)経営改革のスピード化 (農林水産省)	全文削除されたい。 理由 漁協経営改善の方向性などそのための工程表については、すでに水産基本計画において公表しているところである。 また、漁協の経営改善については、現在、全漁連等の漁協系統機関や都道府県が中心となり、特に、経営内容の悪化している漁協に対して、経営改善のための計画を定めさせ、同計画に従った改善が進められているところである。なお、各漁協の計画の内容や工程表等については、各漁協個別の内部情報に関係するものであり、かつ、漁協が組合員に対して責任を持つべきものである。このため、行政庁がこれらの内容を対外的に公表することは、このことによる組合員等への影響が予測できないことだけでなく、その内容のいかんによっては、個人情報や当該漁協に対する社会的制裁などにつながるおそれもあることから、適当でない。	漁協の経済事業においては、組合員のみならず市場や事業会社との取引も重要となることから、経営改革の内容や工程表等については、組合員のみが理解できれば足りるものではない。可能な限りオープンにすべきである。情報開示にネガティブなスタンスが漁協の経営改革の推進を妨げることにもなる。よって、修正には応じられない。
④農林水産業共通分野 ア 農協・森林組合・ 漁協経営の透明化・健 全化 (ア)農協、森林組合、 漁協の事業毎の詳細な 情報開示 (農林水産省)	 ○ 農林水産省としても、農協経営の透明化は必要と考えており、これまでに、信用事業、共済事業の区分経理を義務付けるとともに、既に、 ① 資産・負債について、信用事業、共済事業、経済事業の区分を設けて貸借対照表を作成し、一般にも開示する ② 信用、共済、農業関連事業等の部門別の損益計算書を別に作成し、総会に提出すること等を義務付けているところ。 ○ 上場会社も含め株式会社については、一つの法人で多様な事業を行っていたとしても、事業ごとに分割した財務諸表の作成・開示が義務付けられていない中で、農協についてのみ、一つの法人であるにもかかわらず事業ごとに分割した財務諸表の作成、開示を義務付けることは過剰な規制。 	キャッシュフロー計算書は、経営体のキャッシュフローを把握するために非常に重要なものであり、中小企業においても作成されている場合もある。これを義務付けることが過度な規制とは決して言えるものではない。また、損益計算書は詳細な情報を開示しているが、これを損益計算書に限定する理由もない。貸借対照表も含めて詳細な情報を開示すべきである。よって、修正には応じられない。
	○ なお、農協の経営情報の開示については、他業態以上の開示を法令で義務 付けているほか、部門別損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書につい	

事 項	意見	当会議の見解
	てもディスクロージャー誌への掲載等自主的な開示を指導しているとこ	
	3.	
	林野庁としても、森林組合経営の透明化は必要と考えており、これまでに、	キャッシュフロー計算書は、経営体のキャッシュフローを把握するために非
	① 経営実態が見やすいように損益計算の事業区分の見直し	常に重要なものであり、中小企業においても作成されている場合もある。こ
	② 決算関係書類様式、事業計画書様式等の制定	れを義務付けることが過度な規制とは決して言えるものではない。
	等を行うとともに、事業別損益計算書を通常総会に提出・提供を義務づけてお	また、森林組合経営の透明化が必要と考えるのであれば、損益計算書に限っ
	り、組合員その他の関係者に対し必要な情報提供が行われているものと考えて	て詳細な情報を開示する理由もない。貸借対照表も含めて詳細な情報を開示
	V/3.	すべきである。
	また、上場会社を含め多様な事業を行っている株式会社であっても事業ごと	よって、修正には応じられない。
	に分割した財務諸表の作成・開示が義務づけられていない中で、森林組合につ	
	いてのみ事業ごとに分割した財務諸表の作成・開示や、証券取引法の適用を受けないによればようださい。これ、引等書も美容がはステトは温度を提	
	けないにもかかわらずキャッシュフロー計算書を義務づけることは過度な規制となるものと考えている。	
	したがって、本節の内容は適切ではないため、削除されたい。	
	なお、規制改革推進のための3か年計画(改訂)(平成20年3月25日閣議	
	決定)を受けて、林野庁としても組合員に対し、森林組合の経営・事業状況の	
	詳細を説明することは必要と考えており、事業の詳細についてより一層の自主	
	的な情報開示について検討中である。	
	○漁協関係部分の記述は削除されたい。	キャッシュフロー計算書は、経営体のキャッシュフローを把握するために非
	理由	常に重要なものであり、中小企業においても作成されている場合もある。こ
	事業部門別(販売事業、購買事業、信用事業などの部門別)に資産(現金や	れを義務付けることが過度な規制とは決して言えるものではない。
	預金、事務所建物など)を厳格に区分することは、出資金などの純資産や共有	また、損益計算書は詳細な情報を開示しているが、これを損益計算書に限定
	の固定資産を部門別に区分することとなり、不可能であるだけでなく、不合理	する理由もない。貸借対照表も含めて詳細な情報を開示すべきである。
	であり、一般公正妥当な会計基準においても求められていないものと考えてい	よって、修正には応じられない。
	る。 なお、他の金融機関においても事業部門別に資産を分類する義務は課されて	
	なわ、他の金融機関においても事業部門別に関連を万類する義務は深されていたい。	
	したがって、漁協のみに事業部門別に貸借対照表やキャッシュフローの作	
	成、開示を義務づけることは、適切ではない。	
	ト∀/ トハ1/1・C 主文4万 / ハ 一 C はず、 「	

事 項	意見	当会議の見解
(イ)農協、森林組合、	○農協は、信用金庫、信用組合と同様に、協同組合原則に則して、理事の2/3以	組合長がその職務に専念していない状況にあるのは事実であり、修正に
漁協における組合長の	上は組合員(農業者)から選出すべきこととされているが、代表理事等の不適	は応じられない。
兼職及び兼業の制限	切な兼職・兼業によって組合の業務の健全かつ適切な運営を妨げることはあっ	
(農林水産省)	てはならないものとのと認識。	
	○このため、信用事業を行う農協の代表理事及び常勤理事等については、他の組合	
	や法人の「職務」に従事し、事業を営むことを禁止している。これは、銀行・信	
	用金庫・信用組合等(他の法人等の「常務」に従事することは禁止されるが、	
	非常勤の職務に従事することについては何ら規制されていない)よりも厳格な	
	兼職・兼業規制となっているところ。	
	森林組合の役員については、森林組合法第57条に基づき「組合の行う事業	組合長がその職務に専念していない状況にあるのは事実であり、修正には応
	と実質的に競争関係にある事業」を営む者はなることができないとされてい	じられない。
	5 .	
	この規定の趣旨は、役員等がその地位を濫用して組合の事業の発展を阻害する	
	危険を防止するとともに、組合の役員等が組合の事業の遂行について、全能力	
	を発揮しうるための要件を確保することを目的としている。	
	以上のように、森林組合法上、兼業禁止についての規定はすでに設けられて	
	おり、信用事業を行っていない森林組合において、現行以上の規制を行う必要	
	はないものと考えている。したがって、本節における森林組合に係る記述は事	
	実誤認に基づくものであり、削除されたい。	
	○漁協関係部分の記述は削除されたい。	 組合長がその職務に専念していない状況にあるのは事実であり、修正に
	理由	は応じられない。
	信用事業を行う漁協については、組合長等の代表理事及び常勤理事等に対	
	し、他の組合もしくは法人の「常務」に従事し、事業を営むことを禁止する兼	
	職・兼業規制が課せられており、他の協同組織金融機関と同等の規制が既に実	
	施されているところである。	
	なお、漁協は、漁業者の相互扶助を目的とした協同組織であり、協同組合原則	
	に則して、理事の2/3は、正組合員たる漁業者から選出することとされてい	
	る。	
(ウ) 農協、森林組合、	○農協等については、貯金等合計額が200億円以上の総合農協、負債総額200億	業界団体では、第三者性や独立性を確保した監査の実施は困難である。第三
漁協における公認会計	円以上のすべての連合会に中央会の監査を義務付けており、貯金等合計額が200	者性や独立性を確保していない監査は、外部監査とは言えない。
士監査の導入	億円以上、かつ、員外利用率が100分の10以上のものに限って公認会計士の監査	よって、修正には応じられない。

事項	意 見	当会議の見解
(農林水産省)	を義務付けている信用組合、労働金庫よりも広く監査を義務付け。	
	○農協の監査は全国農協中央会が行っているが、中央会は農協の指導と監査を	
	併せて実施し、中央会が自ら実施した農協監査の結果を踏まえて当該農協を指	
	導することにより、個別農協の問題を早期に是正するなど指導と監査が車の両	
	輪となって有効に機能。このため、公認会計士監査のように指導と結びつかな	
	い監査は指導と一体となって機能している全中監査に置き換えることはでき	
	ず、また、全中監査のほかに公認会計士の監査を義務付けることは二重に農協	
	に負担をかけることとなり不適切。	
	○中央会の監査については、次のとおり独立性が確保されているところ。	
	①農協法により、中央会の監査に係る権限(業務・財産の全般調査権)、義務	
	(理事の不正行為等の監事への報告義務)、責任(組合又は第三者に対する損	
	害賠償責任)について、会計監査人と同様に規定されていること。	
	②実態面においては、全中に「JA全国監査機構」を置き、監査に係る代表権	
	を有する理事(監査委員長)に大手監査法人の代表経験のある公認会計士を充	
	てるとともに、監査に当たり公認会計士を積極的に活用していること。	
	③中央会は組合の指導及び監査に当たり直接の対価を得ておらず、中央会の業	
	務運営に必要な財源はすべて一般賦課金で賄われていることから、報酬との関	
	係において指導業務と監査業務の間で会計監査人のような利益相反関係は存在	
	せず、監査の独立性が損なわれることはないこと。	
	森林組合連合会の監査は、森林組合法第101条第1項第18号に基づき、会	業界団体では、第三者性や独立性を確保した監査の実施は困難である。第三
	員である森林組合の監査を対象に行っているところである。	者性や独立性を確保していない監査は、外部監査とは言えない。
	連合会による監査は、連合会が系統組織における指導団体としての立場にお	よって、修正には応じられない。
	いて、会員に対する指導教育事業の一環として、会員の組織運営及び会計が適	
	正かつ合理的であるかどうかについて重点を置いて行われているものであっ	
	て、単に違法、不当事項の指摘にとどまることなく、系統組織全体の健全な発	
	展のため、監査者及び被監査者が、共に現状の改善及び向上に努めるという基	
	本的な方針のもとで遂行されているものである。	
	このような連合会による監査に加え、公認会計士による監査を導入すること	
	は多大な経費が必要であり、経営規模が小さい組合が多数存在する中において	
	二重に森林組合に負担をかけることとなり不適切であると考えている。	
	したがって、本節の内容は適切ではないため、削除されたい。	

事
(工)信用事
農協、漁協に 用事業を対象
己資本比率の
金融庁検査 (農林水産省)
(辰你小生有)

意見

○漁協関係部分の記述は削除されたい。

理由

全漁連が行っている監査は、①水協法により、全漁連に対し監査にかかる権限(業務・財務の全般的調査権)を与え、義務(理事への不正行為等の監事への報告義務)、責任(組合又は第三者に対する損害賠償責任)について会計監査人の監査と同様に規定しており、②また、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、全漁連の監査を会計監査人設置会社と同様、代表訴訟の対象とするなど、法定の外部監査として行われている。さらに、③財務諸表のみならず業務全般を監査しており、監査結果を的確に反映させることにより、確実な改善を図るなど監査と指導とが一体となってその機能を果たしているところである。このため、財務監査を含む全漁連監査に加えて新たに公認会計士監査を行わせることは、財務監査のみの監査を改めて実施する必要があることから非効率であるだけでなく、被監査漁協に過度な負担を強いるものである。

全漁連の監査は、真に組合員のための業務運営が行われているかをチェック するために実施されているが、このような監査を実施できる者として漁協の実 熊に精通した全漁連がもっとも適している。

なお、赤字の漁協も見られるが、このことと財務監査とは基本的に関連はなく、 またこれらの漁協は現在、経営改善に全力で取り組んでいるところである。

体では 第三者性や独立性を確保した影査の3

業界団体では、第三者性や独立性を確保した監査の実施は困難である。第三者性や独立性を確保していない監査は、外部監査とは言えない。 よって、修正には応じられない。

当会議の見解

業を行う ○ 農協については、信用事業のほ おける信 ① 組合員からの出資も事業ごと とした自 ② 信用事業における損失の最終 開示及び 供せられること

- 農協については、信用事業のほか各種事業を行う総合事業体であり、
- ① 組合員からの出資も事業ごとに区分されているものではないこと、
- ② 信用事業における損失の最終的な支払原資として経営体全体の資産が供せられること
- ③ 経済事業における未収金は信用リスクアセットであること などの事情がある。

○このため、破たん未然防止のための監督上の指標として、経営全体の健全性 を判断するために用いる基準である自己資本比率を、農協について計算する場 合は、信用事業だけでなく、組合が有する全ての自己資本とリスクを対比して 第出する必要がある。 ○このため、破たん未然防止のための監督上の指標として、経営全体の健全性 様の基準での自己資本比率の開示も必要と考える。原案は、現在開示し ている自己資本比率と併せて、信用事業を対象とした自己資本比率を開 示すべきとしているものであり、現在開示している自己資本比率を否定

経営全体の健全性を判断するためには、ご指摘のとおり、組合が有する全ての自己資本とリスクを対比して算出する必要があろう。

ただし、その場合、信用事業の健全性が極端に悪化している状態であっても、信用事業以外の自己資本を加味することで、全体の健全性を維持していることも考えられ、本来は信用事業についての改善を講じなければならない状態を見過ごす可能性も考えられる。また、農協は、組合員以外の貯金も受入れており、それらに対しては、銀行等の金融機関と同様の基準での自己資本比率の開示も必要と考える。原案は、現在開示している自己資本比率と併せて、信用事業を対象とした自己資本比率を開示すべきとしているものであり、現在開示している自己資本比率を否定しているものではない。よって、修正には応じられない。

	意見	当会議の見解
	○信用事業を行う農協に対する行政庁検査は、所管行政庁である都道府県知事が実施しているが、金融庁の「金融検査マニュアル」と同等の「系統金融検査マニュアル」による検査・検証を通じてその健全性が確保されている。 ○ また、現行法においても、都道府県知事から内閣総理大臣(金融庁長官)に対して要請があり、内閣総理大臣(金融庁長官)が必要と認める場合には金融庁は検査を実施することが可能。	信用事業を行う農協、漁協については、金融庁による行政庁検査が不可欠であると考えており、修正には応じられない。
	○当該記述を削除されたい。 理由 自己資本比率は、信用事業を行う組合がその経営の健全性を判断するための 基準であり、漁協については、他業態と同様の基準として、組合が有する資産 に係るリスク及び信用事業以外も含めた組合全体の業務の過程、役職員の活動 等により発生しうるリスクの合計額に対し、その備えとして一定(4%)の自 己資本を保有することを求めているところ。 また、この自己資本比率は、組合が破綻することを未然に防止するための監 督上の指標としているところ。 このため、総合事業体である漁協については、その組合全体としての健全性 を客観的に判断する必要があることから、信用事業だけを対象とすることは適 当でない。 信用事業を行う漁協に対する行政庁検査は、所管行政庁である都道府県知事が 実施しているが、金融庁の「金融検査マニュアル」と同等の「系統金融検査マニュアル」による検査・検証を通じてその健全性が確保されている。また、現 行法においても、都道府県知事から内閣総理大臣(金融庁長官)に対して要請が あり、内閣総理大臣(金融庁長官)が必要と認める場合には金融庁は検査を実施 することが可能。	以外の貯金も受入れており、それらに対しては、銀行等の金融機関と同様の基準での自己資本比率の開示も必要と考える。原案は、現在開示している自己資本比率と併せて、信用事業を対象とした自己資本比率を開
(エ)信用事業を行う 農協、漁協における信 用事業を対象とした自 己資本比率の開示及び	農協及び漁協については、信用事業のほか各種事業を行う総合事業体であり、 ① 組合員からの出資も事業ごとに区分されているものではないこと、 ② 信用事業における損失の最終的な支払原資として経営体全体の資産が 供せられること	経営全体の健全性を判断するためには、ご指摘のとおり、組合が有する全ての自己資本とリスクを対比して算出する必要があろう。 ただし、その場合、信用事業の健全性が極端に悪化している状態であっても、信用事業以外の自己資本を加味することで、全体の健全性を維持
立資本比率の開示及の 金融庁検査 (金融庁)	(果ぜられること) 3 経済事業における未収金は信用リスクアセットであること などの事情がある。 このため、破たん未然防止のための監督上の指標として、経営全体の健全性を	ても、信用事業以外の自己資本を加味することで、全体の健全性を維持していることも考えられ、本来は信用事業についての改善を講じなければならない状態を見過ごす可能性も考えられる。 また、農協は、組合員以外の貯金も受入れており、それらに対しては、

事 項	意見	当会議の見解
	する場合は、信用事業だけでなく、組合が有する全ての自己資本とリスクを対	る。原案は、現在開示している自己資本比率と併せて、信用事業を対象
	比して算出する必要がある。	とした自己資本比率を開示すべきとしているものであり、現在開示して
		いる自己資本比率を否定しているものではない。よって、修正には応じ
		られない。
(オ) 信用事業を行う	○組合が事業を行う上で適切にリスク管理を行う態勢を構築することは重要で	自発的な取組を促すだけでは、リスクマネジメントが困難なことは、多
農協、漁協におけるリ	あると認識しており、他の金融機関と同様、「系統金融機関向けの総合的な監督指	数の農協において経済事業改革が必要であることが物語っており、修正
スクマネジメント委員	針」(平成17年4月1日付け金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知)において、	には応じられない。
会の設置	信用事業を行う農協に対し、経営戦略、規模及びリスク特性等に応じて適切に	
(農林水産省)	統合的なリスク管理を行う態勢を構築するよう指導しているところ。	
	○監督指針では、組合による統合的なリスク管理態勢の構築に向けた自発的な	
	取組を最大限尊重しつつ、行政庁はそれが適切かどうかを評価・検証すること	
	を通じて、組合に対しより適切なリスク管理態勢の構築を促すこととしてお	
	り、リスクマネジメント委員会を設置するか否かは組合の規模等に応じて組合	
	自ら判断すべきものと認識。	
	○当該記述を削除されたい。	
	理由	自発的な取組を促すだけでは、リスクマネジメントが困難なことは、多
	組合が事業を行う上で適切にリスク管理を行う態勢を構築することは重要	数の漁協が本業赤字であることが物語っており、修正には応じられない。
	であると認識しており、他の金融機関と同様、「漁協系統信用事業における総	
	合的な監督指針」(平成17年4月1日付け金融庁監督局長・水産庁長官通知)	
	において、「それぞれの経営戦略、規模及びリスク特性等に応じて適切に統合	
	的なリスク管理を行う態勢」の構築を指導しているところ。	
	監督指針では、組合による統合的なリスク管理態勢の構築に向けた自発的な	
	取組を最大限尊重しつつ、行政庁はそれが適切かどうかを評価・検証すること	
	を通じて、組合に対しより適切なリスク管理態勢の構築を促すこととしてお	
	り、リスクマネジメント委員会を設置するか否かは組合の規模等に応じて組合	
	自ら判断すべきものと認識。	
	なお、漁協は、総合事業体としての特性を可能な限り発揮することにより、組	
	合員のために最大の奉仕をすることを目的としており、営利を目的とする一般	
	企業等とは性格が異なるものである。	

事 項	意見	当会議の見解
④農林水産業共通分野 イ 中小企業信用保険 制度における対象業種 の拡大 (農林水産省)	削除。 (共通) 農業、林業及び水産業に関する資金調達の円滑化に関しては、農業信用保証保険制度、林業信用保証制度及び漁業信用保証保険制度において保証・保険が行われており、生産に止まらず、関連する加工、販売等の事業を行う場合も対象としているとともに、対象融資機関には、系統金融機関(農協等)のみならず、銀行、信用金庫及び信用協同組合も含まれている。このため、中小企業信用保険制度の対象業種を農業、林業及び漁業に拡大する必要があるとは考えていない。 (林業) なお、林業においては中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条第1項第2号により、林業者のうち債務保証に対するニーズが多いと考えられる素材生産業又は素材生産サービス業に属する事業を行う者は、同法における中小企業者とされ、既に中小企業信用保険の対象とされているところである。 以上のことから、全文削除されたい。	近年、生産活動以外に、加工、営業、販売活動も自ら行う経営者が増加しており、それらの経営においては経営活動の拡大に伴う資金需要も拡大している。そのような経営者より、農林水産業系統機関からも資金調達ができず、また、銀行等の民間金融機関からも資金調達ができないとの指摘を多数受けている。 削除理由に「農業、林業及び水産業に関する資金調達の円滑化に関しては、農業信用保証保険制度、林業信用保証制度及び漁業信用保証保険制度において必要な対応がされている」とあるが、集荷資金などの新たな資金ニーズには対応しておらず、必要な対応がされている状況には決してない。農業者、林家、漁業者ではなく、経営者・経営体として、自立を目指している者等の経営活動に目を向けて欲しい。 修正には応じられない。
④農林水産業共通分野 イ 中小企業信用保険 制度における対象業種 の拡大 (経済産業省)	削除。 (理由) 農業、林業及び水産業に関する資金調達の円滑化に関しては、農業信用保証保険制度、林業信用保証制度及び漁業信用保証保険制度において必要な対応がされているものと承知しており、中小企業信用保険の対象を拡大する必要はない。 中小企業信用保険制度は、中小企業を金融面で支援する支援策であり、規制ではないことから、「規制改革会議」の「中間取りまとめ」において、支援範囲の拡大を求める「対象業種の拡大」を記載することは趣旨に反するものである。	ている。 削除理由に「農業、林業及び水産業に関する資金調達の円滑化に関しては、 農業信用保証保険制度、林業信用保証制度及び漁業信用保証保険制度におい て必要な対応がされている」とあるが、集荷資金などの新たな資金ニーズに は対応しておらず、必要な対応がされている状況には決してない。

(2) 地域活性化分野

事 項	意見	当会議の見解
② PFIの導入促進	「多段階選抜・競争的対話方式を、法令に明確に位置付けるべきである。」と	当会議の「法令に明確に位置付けるべきである」は、事業者と発注者間で十
に向けた運用の改善	あるが、我が国とEUとでは会計法令等入札制度に関する制度も異なるため、	分な意思疎通を行い、双方の負担を軽減しながら優良な事業者が絞り込まれ
ア 多段階選抜・競争	直ちに導入できるものではなく、導入により公正な競争環境を阻害することに	ていく本来の目的を達成するための手段であり、貴省の「~会計法令等入札
的対話方式の本格的導	ならないか等につき、慎重な検討が必要である。したがって「多段階選抜・競	制度に関する制度も異なるため~、慎重な検討が必要である」という意見は
入	争的対話方式を、法令に位置付けることについて検討すべきある。」と修正願	懸案事項の一つに過ぎず、結果「法令に位置付けることについて検討」する
(内閣府)	いたい。	ことを目標とした取り組みに修正することは、PFIをめぐる現在ある様々
		な要望や問題点に対する改善スキームとして時宜を得ず、不十分と考えるた
		め、原案どおりとしたい。
ア 多段階選抜・競争	「多段階選抜・競争的対話方式を、法令に明確に位置付けるべきである。」と	当会議の「法令に明確に位置付けるべきである」は、事業者と発注者間で十
的対話方式の本格的導	あるが、国が調達を行うにあたっては、国内法令のみならず、WTO政府調達	分な意思疎通を行い、双方の負担を軽減しながら優良な事業者が絞り込まれ
入	協定の適用がある場合もあり、法令に位置付けられるかどうかについては、現	ていく本来の目的を達成するための手段であり、貴省の言う「国内法令のみ
(財務省)	在行われている同協定の改定交渉の動向等を踏まえて検討する必要があるた	ならず、WTO政府調達協定の適用がある場合もあるので、あらゆるリスク
	め、「多段階選抜・競争的対話方式についても検討すべきある。」と修正願いた	を踏まえて検討すべき」という考え方は、PFIをめぐる現在ある様々な要
	٧٠°	望や問題点に対する改善スキームとして時宜を得ず、不十分と考えるため、
		原案どおりとしたい。
イ PFIにおける	「また、イニシャルコストのみならずランニングコストも含めた総合的なライ	ご指摘の点は、当会議の見解を述べたものであり、原案どおりとしたい。
「予定価格」の柔軟な	フサイクルコストの考え方が希薄なため」とあるが、とあるが、同記述の根拠	
運用	が不明である。発注者の示す要求水準が明確でなく、民間事業者にとって発注	
(内閣府)	者の意図がわかりづらくなっているために、結果として民間の創意工夫が最大	
	限に発揮されず、ライフサイクルコスト全体での適切なコスト削減が図られて	
	いない、との趣旨であれば理解できる。したがって、「発注者の提示する要求	
	水準が明確でなく、発注者の意図を民間事業者が把握することが困難であるた	
	め」と修正願いたい。	
イ PFIにおける	「予定価格が適切に算定されるような仕組みとすべきである。」とあるが、国	当会議の「予定価格が適切に算定されるような仕組み」は、現在の入札価格
「予定価格」の柔軟な	の事業においては会計法令上予定価格の事前公表はできない一方で、競争性を	が予定価格を1円でも上回った場合に提案内容にかかわらず失格となる現
運用	確保するためには予定価格の上限拘束性を緩和することが必要であり、予定価	行スキームの問題点を改善する方策について言及したものであり、原案どお
(内閣府)	格の柔軟な運用についてはこれらを比較考量していかなければならないこと	りとしたい。
	から、「算定根拠を明示する仕組み等について検討すべきである。」と修正願い	
	たい。	

事項	意見	当会議の見解
イ PFIにおける	「予定価格の上限拘束性、非公表といった制約を設けることは、PFIの本質	 当会議の「予定価格の上限拘束性を緩和するための方策を講ずる必要があ
「予定価格」の柔軟な	的な概念に相反するものある。したがって、PFIにおいてより良い提案が採	 る」は、現在の入札価格が予定価格を1円でも上回った場合に提案内容にか
運用	用されるためには、予定価格の上限拘束性を緩和するための方策を講ずる必要	 かわらず失格となる現行スキームの問題点について、また「予定価格が適切
(財務省)	があり、」及び「予定価格が適切に算定されるような仕組みとすべきである。」	に算定されるような仕組みとすべきである」は、その問題点を改善する方策
	とあるが、PFI法の目的である「低廉かつ良好なサービスの提供を確保する」	について言及したものであり、原案どおりとしたい。
	を踏まえれば、何ら価格の制約なくして、良好なサービスの提供のみを追及す	更に、「予定価格の上限拘束性を緩和するための方策を講ずる」ことによ
	ることは、法の趣旨に沿わないものと考えられる。	り、PFIにおいて「より良い提案が採用される」スキームへと改善される
	また、会計法令上、予定価格は、契約の目的となる役務等について、取引の実	ことが期待されるため、当該部分においても、原案どおりとしたい。
	例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間等を考慮して適正に	
	定めなければならないこととされており、要求水準に合致した適正な予定価格	
	が算定されるという制度本来の趣旨がまっとうされれば、予定価格の上限拘束	
	性は、むしろPFI法の目的に寄与するものと考えられる。	
	問題の本質が「要求水準が不明確であることが原因として、適正な予定価格が	
	算定されなかった結果、価格及び提案内容の双方に優れた事業者が選定されな	
	い。」という点にあるのであれば、先ずは要求水準を明確にし、当該要求水準	
	に基づき予定価格が適切に算定されるように運用を改善すべきであることか	
	ら、当該部分については、「PFIにおいて価格及び提案に優れた事業者が選	
	定されるためには、」及び「予定価格が適切に算定されるような運用上の仕組	
	みを検討すべきである。」と修正願いたい。	
③鳥獣の捕獲に係る規	鳥獣保護法において、鳥獣の捕獲にあっては、鳥獣の適正な保護の観点及び	当会議の見解を述べているものであり、原案どおりとしたい。なお、貴省意
制について	捕獲に係る危険を予防する観点から、申請内容が法令に定められた目的に合致	見も踏まえ、今後さらに調査審議をしていきたい。
イ カラスの卵等の捕	したものであるか否か、適正な捕獲手段であるか否か及び鳥獣による被害の程	
獲に係る手続きの簡素	度の客観的な確認を事前に行う制度としているところである。	
化	生活環境等へ被害を及ぼしている又は被害を及ぼすおそれのある鳥獣につい	
(環境省)	ては、その被害を防止する目的で許可を得て行う鳥獣の捕獲等について可能と	
	しているところであり、カラスの卵においても例外ではない。	
	許可権限者は、申請内容が法令に定められた目的に合致したものであるか否か	
	等を適切に審査した上で許可する責務があるが、事後報告制度では、捕獲する	
	鳥獣による被害の程度や適正な捕獲方法であるか否かについて、技術的・科学	
	的な観点からの確認ができず、仮に事後報告制度を導入した場合、捕獲殺傷等	
	した個体がカラスではなかった場合や捕獲方法が不適切であった場合など、適	
	切な捕獲行為でなかったことが事後で判明しても、既に捕殺してしまった個体	
	の原状復旧は不可能であり、適切な鳥獣保護管理を推進する上で適当でないと	
	考える。	

事 項	意見	当会議の見解
	また、繁殖期のカラスがすべて人を襲うものではなく、巣に関心を示したり、	
	巣に対して棒を突き上げたりするなどカラスが人を脅威であると認識するこ	
	とにより、人を威嚇するものであることから、むやみに卵を採取することはむ	
	しろ威嚇が激しくなるなどかえって危険であり、こうしたカラスの生態を十分	
	に認識した上で対策を講じる必要がある。さらにカラスが一般廃棄物保管場所	
	を荒らす等の問題は、カラスを寄せ付けないようなゴミ対策の徹底や、カラス	
	(成鳥) の捕獲等による個体数調整など計画的で総合的な対策を行わなければ	
	根本的な解決にはならず、むやみな卵の採取により解決するものではない。	
	鳥獣保護法は、適切な鳥獣の保護管理の推進を基本としつつ、生息数が増加し	
	たこと等により、農林水産業、生活環境等に被害を及ぼしている鳥獣について	
	は、鳥獣の保護管理に支障を及ぼさない範囲で被害実態に応じた適切な捕獲等	
	を行える制度となっている。鳥獣による被害防止と鳥獣の保護管理のバランス	
	を図りつつ対策が取られるべきであり、今回の中間取りまとめは、鳥獣被害の	
	みに焦点を当てて判断され、鳥獣の保護管理の視点が欠けており、適切な提言	
	とはなっていないと考えられる。	
	なお、地方公共団体においては、被害が発生している地域等を予め把握するこ	
	とが可能であり、こうした実態を踏まえて、事前に捕獲許可を出すこと又は被	
	害対策として捕獲以外の有効な手法についての指導や助言等を行うことは現	
	行制度で可能としているところである (予察捕獲)。	
	このような許可制度の弾力的な運用を通じ手続きの迅速化を図ることで被害	
	に対する対応はできると考えられるため、事後報告制度を導入しなければなら	
	ない合理的理由はないと考える。	